

◎議 事 日 程（第 2 号）

令和 5 年 6 月 1 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	山 田 門 左 工 門 君
7 番	吉 川 三 津 子 君	8 番	杉 村 義 仁 君
9 番	角 田 龍 仁 君	10 番	石 崎 誠 子 君
11 番	原 裕 司 君	12 番	佐 藤 信 男 君
13 番	近 藤 武 君	14 番	神 田 康 史 君
15 番	鬼 頭 勝 治 君	16 番	山 岡 幹 雄 君
17 番	高 松 幸 雄 君	18 番	竹 村 仁 司 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	杉 本 昌 哉

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・ 一般質問

○議長（杉村義仁君）

日程第 1 ・ 一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位 1 番の12番・佐藤信男議員の質問を許します。

佐藤議員。

○ 1 2 番（佐藤信男君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からは、佐屋中央保育園統合後の現状と評価について質問をさせていただきます。

平成29年 3 月に、愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プランが策定されたこの実施プランに沿って進められ、令和 5 年 4 月から佐屋中央保育園と佐屋北保育園が統合され、佐屋中央保育園となりましたが、ここまでに至った経緯について、少し触れてみたいと思います。

当時の国の動向としては、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定され、また公共施設等総合管理計画の策定要請が、平成26年 4 月22日に公表されました。

その結果、各地方公共団体は国の動きに合わせ、速やかに公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画、公共施設等総合管理計画の策定に取り組まなければなりませんでした。

特に本市は、2 町 2 村の合併より誕生した市であり、合併前の自治体が整備してきた施設は合併による重複も見受けられるため、一定の期間を経て統廃合を進め、本市に見合う施設規模にしていく必要がありました。

高度経済成長期には、人口増加や行政需要の充実に対応するため、多くの公共施設等を整備してきました。しかし、これらの多くの施設は、建設から相当の年数が経過しており、今後は大規模な改修や建て替えが必要となるばかりでなく、これらが同時期に集中することが懸念されます。

本市が保有する公共施設等を対象に、全体の状況を把握することで、長期的な視野による公共施設等の更新、統廃合、安全性の確保、機能性の維持、長寿命化等を図るための基本的な方針を記載した総合管理計画の行動計画を作成し、その後の個別施設計画に円滑に移行できるよ

う進めていました。

特に、公共施設の中で、保有面積が全体の55%を占める学校施設の建物の大半は、旧耐震基準の時期に建設されており、建物の老朽化が心配されています。小・中学校が18校あり、将来的には大きな不安材料となっていました。

年数が経過すればするほど、公共施設等の老朽化が進み、今後集中して施設の更新が訪れると、多大な財政圧迫が想定されます。

さらに、それにもまして、本市の財政は厳しい状況にあり、人口減少に伴う税収の減少や少子高齢化に伴う経費や福祉サービスを充実させるための経費などの増加等が想定され、限られた財源の重点的、効率的な活用が求められていました。

財政不足に陥ると、更新不可能な施設も生じ、老朽化に伴う公共サービスの質の低下や利用者への危険性等が懸念されます。

公共施設等マネジメントの積極的な取組による維持管理費の縮減や、民間活力の推進等により、管理運営費や更新費用等の縮減を図ることを踏まえ、結果として、公共建築物の縮減目標を財政負担が課題とならない期間で、おおむね今後30年間に於いて約30%縮減することとしました。

一方、当時の保育所等を取り巻く状況は、公立保育所では、全ての施設において定員割れが続いており、今後も母親世代人口の減少による児童数の減少傾向は続くことが予測されておりました。

市内の市立保育所においては、市外から児童を受け入れることにより、定員確保が図られている施設もありました。公立保育所の適正な定員については、保育所は入所要件を満たす保護者であれば、入所希望の保育所を自由に選択し入所が可能なため、小学校のような通学区域はありません。

しかしながら、保育所が所在する小学校通学区域内の乳幼児数を見ると、公立保育所では、佐屋小学校通学区域児童が大半を占める佐屋中央保育園、佐屋北保育園の2園の入所率が他の保育所の入所率と比較すると低くなっており、今後も乳幼児数の減少が予測されることが課題となっていました。

また、公立保育所の使用している建物の多くは、昭和50年代の児童数が多い時代に建てられ、既に老朽化が進み、現在の児童数に比べ大きな建物を維持している状況にありました。こんなことが背景にある中で協議され、佐屋北保育園の廃園が決められ、今日に至っております。こんな背景でした。

それでは、佐屋中央保育園の現状をお尋ねします。

今年の4月から統合されましたが、入園している子供さんで、3歳児未満、年少、年中、年長の児童数の推移はどのようになっていますか。また、保育士、会計年度職員、調理員の人数の推移はどのようになっていますか。

続いて、使用している教室数はどのように推移しているのか。また、南側に駐車場を新設したが利用状況はどんな状況ですか。台数的には問題ないか。それぞれお伺いいたします。

以上を総括質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず、今の園児数の推移です。4月1日現在の園児数でお答えいたします。

佐屋中央保育園の3歳未満児につきましては、令和4年度19人であったのに対し令和5年度は32人、年少児については令和4年度18人に対し令和5年度は20人、年中児については令和4年度21人に対し令和5年度は30人、年長児については令和4年度21人に対し令和5年度は33人となっております。園全体では、令和4年度79人から令和5年度は115人と36人の増加となっております。

続きまして、保育士等の人数の推移です。

正規保育士職員につきましては、令和4年度13人であったのに対し令和5年度は18人、会計年度任用職員については令和4年度、令和5年度ともに15人、調理員については委託業務となっており、市職員は従事しておりませんが、令和4年度3人に対し令和5年度は4人で調理を行っております。

続きまして、使用している教室の推移についてです。

保育園内の保育室は8部屋と、発表会や誕生会など園内行事等の多目的で使用する部屋としてリズム室が1室あります。

令和4年度は保育室7部屋を使用しておりました。令和5年度は保育室8部屋全てを使用しております。

次に、駐車場についてです。

新設した南側駐車場は30台駐車が可能であり、時間帯によって利用台数が増えることもありますが、統合した現在においても十分スペースがあり、保護者の皆様に快適に御利用いただいております。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

それでは、順次再質問に移らせていただきます。

答弁によると、統合したことにより、子供さんの人数はかなり増加しましたが、教室数が不足していることはないのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

教室数については、現在の保育室で十分に運営が可能となっております。

また、リズム室のような多目的で使用する使用する部屋もあるため、行事等の開催も可能です。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

最近では、早い時期から猛暑日となることが珍しくありませんが、学校関係では空調設備の設置をまだ進めているところがありますが、この保育園の教室や調理室等の空調設備は整備されているのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

園内の各教室や調理室には、空調設備は完備されております。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

今後も異常気象等には注意を注いでほしいと思います。

では、ここ数年来、マスコミによると保育士不足が叫ばれていますが、先ほどの答弁によりますと増員されてはいますが、職員の配置状況についてお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

職員の配置状況は、国の配置基準に準じて、ゼロ歳児は子供3人に対し保育士1人、1歳児・2歳児は子供6人に対し保育士1人、3歳児は子供20人に対し保育士1人、4歳・5歳児は30人に対し保育士1人の配置で行っております。また、配慮が必要な子供に対しては、加配保育士を配置しております。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

適切な職員の配置のほうをよろしくお伺いいたします。

では次に、小・中学校のトイレの関係ですけれど、小・中学校のトイレ改修は現在も順次進めてはいますが、なかなか完了せず、児童・生徒に不自由をかけている状況があるかもしれませんが、保育園のトイレ状況はどうですか。和式や洋式など、どうなっていますか。また、設置している数は幾つなのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

保育園のトイレの状況は、令和3年度に行った大規模修繕の際にトイレ改修を行い、全て洋式仕様といたしました。

トイレにつきましては、乳児用洋式トイレ6基、幼児用洋式トイレ8基、男児用トイレ6基、大人用洋式トイレ2基が設置されております。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

トイレの設置状況は、当面の間であれば問題なく、よいのではないのでしょうか。園児がトイレで不自由をすることがないのは喜ばしいことだと思います。

では次に、遊具についてお尋ねします。

過去には、公園や小・中学校などで遊具の故障による事故が起こったことが報道されていたことがありますが、遊具の点検状況と新規遊具の導入計画はないのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

遊具については、子供たちが安全に使用できるよう、毎日の日常点検を保育士が行い、記録を取っております。状況によっては点検業者に連絡を取り、修繕を行うようにしております。また、遊具点検業者による点検を年2回行っており、必要に応じ修繕等を行っております。

新規遊具の導入計画は特になく、点検結果によって修繕をして使用しております。以上でござ

ございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

引き続き、点検業務のほうはよろしく願いいたします。

次に、私が住んでいるところの近くには、毎年建て売り住宅が建築され、若い家族が入居されます。ほとんどのお宅が共稼ぎであります。

そこでお尋ねします。

特別保育事業で延長保育の現在の状況についてお伺いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

延長保育の現在の状況です。

保育の利用時間につきまして、保護者の就労時間によって、施設を利用できる時間が2種類に区分されております。フルタイム就労を想定した利用時間の方は、保育標準時間認定とされ、最長11時間利用が可能となります。また、パートタイム就労を想定した利用時間の方は、保育短時間認定とされ、8時間が利用可能時間となります。

延長保育につきましては、各園が定める開所時間内の保育認定時間外を延長保育としております。利用数は、早朝の利用者は平均32人であり、夕方の利用者は平均35人でございます。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

やはり延長保育の利用はかなり多いです。対応のほうは今後もよろしく願いいたします。

では、過去に議場で紙おむつに関する議論がありましたが、紙おむつの準備や処理状況はどのような対応をしておられますか。また、利用状況についてはどうか、お伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

園児の紙おむつの準備についてですが、保護者に1日の必要枚数を持参していただいております。おむつ処理につきましては、園で回収・処分をし、紙おむつを利用している乳幼児の家庭の保護者がおむつを持ち帰ることはしておりません。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

子育てで多忙な保護者にとっては、助かることだと思います。

では、小さなお子さんがいる家庭などで急な用事が発生したときに、一時預かり事業を行っているとお聞きしましたが、具体的に一時預かり事業の内容はどんなことか、またその実績についてお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

一時預かり事業の内容については、保護者が出産や冠婚葬祭、育児疲れなどの理由により、家庭で保育が一時的に困難となった場合、利用できる事業でございます。利用料は1日3,000円となっております。令和4年度の利用実績状況としまして、佐屋中央保育園は4件の利用があ

りました。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

忙しい保護者を助けるためにも、一時預かり事業の周知もお願いしたいと思います。

では次に、ICTの活用状況についてお尋ねいたします。

最近の保育園では、システムを利用した業務改善が進んできておりますが、例えば園児であればアレルギーやその日の体調などの管理、職員であれば出退勤や休暇、残業時間の把握、また指導計画や保育日誌の作成などもできるようになってきています。

保護者とスマートフォンを利用した園児の出欠席や遅刻、早退の連絡や連絡帳の作成などもできます。

いろいろな利用の仕方がたくさん出てきていますが、現在の保育におけるICTの活用状況についてお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

現在、保護者の皆様へいち早く情報を伝えるツールとして、メール一斉配信システムを取り入れ、必要な情報を適宜発信しております。

また、出欠席の連絡に際しては、保護者の方がスマートフォンなどでも連絡ができるよう、届出システムを導入しております。

今後も、保育園を利用される保護者の皆様の利便性の向上を第一に、改善できるところは改善し、保育現場に情報技術を取り入れながら、子供たちと向き合う時間を確保し、保育の質の向上を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

保育園でのICTの活用は、今後ますます必要になってくると思いますので、積極的な対応をお願いいたします。

次に、総括質問の中で、新設駐車場の利用について答弁がありましたが、古くは送迎時における混雑から、園舎北側の道路の利用については、西から進入し、東へ抜けるよう協力依頼をした時期もありましたが、現在も制限されているのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

園舎北側道路の利用状況については、特に通行上の制限は行っておりません。現在、南側駐車場が整備されたことにより、保護者の皆様は南側駐車場を御利用いただいております。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

保育園の近くに住んでいる人にとっては、朝と夕方は通行しやすくなったと思います。ありがとうございます。

では次に、時々、園児の散歩を見かけますが、過去には散歩の集団に車が突っ込むというよ

うな痛ましい事故が報道されたことがありましたが、安全対策などのルールやマニュアルなどはどのように対応しているのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

保育園の安全対策でございますが、けがの対応や緊急時連絡体制等を盛り込んだ安全計画書を作成し、職員間で内容の共有をしております。また、安全計画書に基づき毎月園内研修を行い、職員間で振り返り等をし、安全な保育を目指しております。

散歩時の安全点検につきましては、事前に散歩ルートの下見を行い、出発前には園児数や引率職員の配置など職員間で確認をし、帰園後には、マニュアルに基づき点検を行っております。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

今後も引き続き、慎重な対応をお願いいたします。

では次に、中央保育園と北保育園が統合されて期間はまだ浅いですが、この保育園の統合に際して考慮したことがあるのか、お伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

保護者のニーズに対応し、令和5年度より開園時間を前後30分ずつ延長して運営をしております。時間は午前7時から午後7時までとしております。

また、佐屋中央保育園だけでなく、子供や保育士、保護者が安心して過ごせる保育環境を整えるため、子育て支援課には新たに指導保育士を配置いたしました。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

少しでも早く、保護者のニーズに応えることは大切なことだと思います。

では、先ほどの答弁で、子育て支援課に新たに指導保育士を配置したとのことでしたが、指導保育士とはどんなことをするのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

保育は、子供にとって安全であり、かつその内容が適切でなければなりません。公立・民間を問わず、保育運営は国が定めた基準等によって運営されており、保育の質の確保するためにも、実態を的確に把握し、指導・助言を行う必要があります。

市内の保育関連施設を統括的に把握し、その役割の中心を担う者として、保育業務に精通した保育士を新たに指導保育士として子育て支援課に配置いたしました。

内容としては、保育業務の指導や助言、保育士に向けた研修の提案や助言、保育関係者への情報提供などを行い、より安心して保育を行っていただける体制をつくってまいります。

市内保育施設の安全な運営に向け、子供たちの過ごす保育環境が整えられているかなど、巡回等を通じ各施設の保育状況の把握をしてまいります。

また、保育士の業務などについて相談体制を整え、適宜必要な指導や助言等を行ってまいります。以上でございます。

○12番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

今回の一般質問は、中央保育園と北保育園の統合後の現状について質問をさせていただきましたが、この保育園の統合の評価と今後の保育園の在り方についてお伺いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

子供の数が減少する中、統合により規模の適正化が図られたと考えています。

また、保育ニーズが多様化する中、サービスの充実を図るために実施した永和保育園の民営化も、令和5年4月からスタートし、順調に運営がされております。民間の力を活用した新たな保育の提供は、市民の選択肢を広げる上で意義あることと考えております。

今後少子化の中で、公立・民間を問わず、保育所等が適切な規模で、かつ役割を十分に發揮して運営できるよう支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○12番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

愛西市の公立保育園は、民間移譲や統合などが順次進んできておりますが、冒頭で少し触れさせていただきましたが、この背景にはこういった依頼文が出ております。

平成26年4月22日、総務大臣から、我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用・需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視野を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、標準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。

また、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、公共施設等総合管理計画の策定に取り組まれるよう特段の御配慮をお願いします。

この国の要請に基づき、市は愛西市公共施設等総合管理計画を平成29年1月に作成し、愛西市公共施設等個別施設計画を令和2年4月に作成しております。

一方、保育園の関係は、冒頭にお話ししましたように、平成29年3月に愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プランが作成され、この実施プランに沿って進められ、今年4月から佐屋中央保育園と佐屋北保育園が統合され、佐屋中央保育園となりました。

保育園の統廃合問題は、小・中学校の適正化と同じような時期にスタートし、民間移譲を進め、統合を進め、時代の流れに取り残されることなく、今は先ほど来の質問のとおり、設備も環境も以前に比べよくなり、順調に進んできております。

ただ、忘れていけないのは、反対意見が多数ありました。当時、北保育園が位置した日置町など、住民の方の英断と御協力があったからこそ進むことができたものです。この地域の方々には深く感謝をしなければいけません。

一方、当時の小・中学校に関しては、学校施設の建物が愛西市の公共施設の中での保有面積が全体の55%を占めている状況でありました。そんな状況の中、教育委員会は子供たちによりよい教育環境を提供するため、愛西市立小中学校適正規模等検討委員会からの提言を基に、平成27年2月、愛西市立小中学校適正規模等基本計画を策定しました。

続いて、同年7月、愛西市立小中学校適正規模等検討協議会を設置し、翌年の平成28年9月、愛西市立小中学校適正規模等基本計画の提案を受けました。

その後、平成29年9月に立田・八開地区の学校の全てを統合し、小中一貫校とする方向性を決定しました。

その後、児童・生徒数の急速な減少など、学校を取り巻く環境に大きな変化があり、令和4年6月に愛西市立小中学校適正規模等基本方針改訂版を作成し、小中一貫校とする方向性を見直し、佐屋中学校と立田中学校を統合し、佐屋中学校に配置、八開中学校と佐織中学校を統合し、佐織西中学校に配置などが協議会案として教育委員会へ基本方針の提案がありました。

つまり、国からの要請により、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画を作成し、一定の期間を経て統廃合を進め、本市に見合う施設規模にしていく必要があります。

小・中学校においては、少子高齢化等による児童・生徒の急激な減少傾向に対する対策を進める必要があります。こういった背景があり、適正規模等検討協議会を設置、進められてきました。

小・中学校適正規模というのは、本当に難しい問題だと思います。ただ、私が思うのは、この適正規模が進まないことによる最大の影響を受けるのは小・中学生だと思います。適正化が遅れば遅れるほど多大な影響が出ると思います。

今の教育より、より進んだ教育環境で学校生活を送りたいけど送ることができない児童・生徒たちが、大きな影響を受けるのではないのでしょうか。

私は自分が育ったときの授業方針しか知りません。昔とは授業の方式が違うのです。どれだけ多くの大人が理解しているのでしょうか。あいさいっ子の児童・生徒に少しでも早く時代を先取りした授業、また時代を先取りした環境で育っていただきたいものです。そして、高校で、大学で、また職場で、あいさいっ子が立派に成長し、活躍してほしいものです。

今はいろんな問題が山積しておりますが、この問題の解決策は、少しでも早くそれぞれの地域で市民の方の御協力をいただき、速やかに進めることが一番の解決策だと思います。そのためにも、市長、教育長の強力なリーダーシップが必要だと思います。

どうか未来のあいさいっ子のためにリーダーシップを発揮され、前へ前へと進めていただき、少しでも早く目的を達成されますことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（杉村義仁君）

12番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時20分といたします。

午前10時09分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の9番・角田龍仁議員の質問を許します。

角田議員。

○9番（角田龍仁君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は、大きく2項目について質問させていただきます。

大項目1点目は、どうする避難所をテーマに、2つ目は、市民の命を守る防犯ボランティアに支援を、をテーマに質問させていただきます。

まず大項目の1点目のどうする避難所について質問に入りたいと思います。

今年も5月5日に石川県能登地方に震度6強の地震があり、この頃頻繁に地震が起こっております。我々が住んでいる地域も、いつ大きな地震が起こってもおかしくない状況であります。

また、愛西市のほとんどは、海拔ゼロメートル地域であり、昔から水害に悩まされてきました。

愛西市は、今年度、第2次愛西市総合計画で決められている後期基本計画の2年目になります。その総合計画の下位計画である公共施設管理計画の下に統廃合を進め、今後の経費の削減を目指して公共施設のスリム化を行っているところではありますが、それに伴い、公共施設がなくなるということは、指定避難所に指定されている施設がなくなるということでもあります。

そこで、最初の質問といたしまして、愛西市公共施設総合管理計画とはどのようなものかお尋ねいたします。

また、公共施設総合管理計画の下に、個別施設計画が定められております。

2点目といたしまして、その個別施設計画では、施設ごとに現状維持、見直し、廃止など、方向性が定められておりますが、その方向性はどのように決まるのかお尋ねいたします。

3点目といたしましては、近年で廃止となった施設をお尋ねいたします。

4点目といたしまして、その廃止となった施設のそれぞれの跡地利用をお尋ねいたします。

次に、大項目2点目といたしまして、市民の命を守る防犯ボランティアに支援を、をテーマに質問させていただきます。

昨今では、人口減少、高齢化、家族の核家族化や共稼ぎの増加に伴い、地域コミュニティーの場が薄れつつあります。

地域コミュニティーの一つでもある防犯ボランティアである、自主防犯の一つである青色防犯パトロール、通称青パトがあります。

そこで、1つ目の質問といたしまして、青パトの愛西市の現状をお尋ねいたします。また、近隣市町村の現状も併せてお尋ねいたします。

2つ目の質問といたしまして、青色防犯パトロールに対して、市からの援助金や補助金などはあるのかお尋ねいたします。また、近隣市町村の現状も併せてお尋ねいたします。

以上、一括質問です。順次回答のほうをよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、私のほうからは、まず大項目1点目の公共施設等の総合管理計画とはどのようなものかから御答弁させていただきます。

公共施設等総合管理計画は、平成26年に総務省より全ての地方公共団体に対し策定要請がされ、本市が保有する公共建築物、インフラ施設等といった公共施設等を対象に、全体の状況を把握することで、長期的な視点による公共施設等の更新・統廃合、安全性の確保、機能性の維持、長寿命化等を把握するための基本的な方針を記載したものでございます。この公共施設等総合管理計画の方針の下、各施設の実情、課題等を個別施設計画で定めることとされております。

次に、個別施設計画におけるその方向性はどのように決まるのかでございしますが、個別施設計画における各施設の方向性は、躯体の状態や構造による耐用年数、時勢による必要性などから、現状維持、規模や集約化・複合化などを含めた見直し、譲渡や地域移管、除却などを含めた廃止などに区分し、その方向性を定めております。なお、この方向性は、社会情勢の変化などにより、必要に応じ適宜見直しを行います。

続きまして、近年廃止となった施設についてですが、近年用途廃止となった主な施設としては、令和元年度に八開庁舎、農村環境改善センター、令和4年度に立田社会福祉会館、佐屋北保育園などがございます。

また、廃止となった施設のその後の用途についてですが、八開庁舎は、令和元年度に支所機能が八開地区コミュニティセンターに移転し、利活用などについては検討を続けている状態でございます。

農村環境改善センターは、令和3年度に取り壊され、国土交通省により跡地を福原地区河川防災ステーションとして今後整備していくこととなっております。

次に、立田社会福祉会館は、利活用について1事業者より提案がございましたが、結果として取下げとなりました。

また、佐屋北保育園は、令和5年3月末に廃園となりました。廃園後の用途などについては、まだ具体的な方向は決まっておりません。私からは以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、青色防犯パトロールに関してお答えをさせていただきます。

本市において、民間で青色回転灯を車両に装着してパトロールを実施しているのは、日置町の自主防犯団体の1団体となります。

近隣市町村では、津島市で8団体、弥富市で10団体、あま市で10団体、蟹江町で1団体、大治町で1団体、飛島村で1団体となっております。

支援等に関してですが、青色防犯パトロール団体への補助制度はありません。ただし、新た

に青色防犯パトロールを実施したい市民団体がございましたら、市民活動団体が実施する公益的な活動において、3年間を限度に交付終了後の活動に自立性が認められる事業に対して助成を行う市民活動支援公募事業補助金がありますので、本制度を紹介していきたいと考えております。

次に、近隣市町村で青色防犯パトロールに助成をしているのは、津島市、弥富市、蟹江町です。

津島市では防犯活動事業補助金として、地域の安全を守るための啓発活動や防犯パトロールなどを実施する防犯団体及び町内会、自治会が行う防犯活動事業に要する経費について、小学校区で活動する防犯団体には5万円、防犯活動を行う自治会には1万円を交付し、弥富市では地域づくり補助金として、自治会や町内会などが行う地域安全などのコミュニティー活動に対して、5万円を限度に助成しています。

なお、弥富市では、市の防犯協会も青色防犯パトロールカーの所有団体に対して燃料代の助成を行っております。蟹江町では、自主防犯組織活動補助金として、自主防犯組織が行う地域ぐるみの防犯活動に要する経費に5万円を上限とし、経費の3分の2以内を交付しています。あま市、大治町、飛島村については、補助制度はありません。以上です。

#### ○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問に移りたいと思います。

まず、大項目1点目の再質問に入ります。

公共施設総合管理計画とは、長期的な視点で公共施設などの更新、統廃合、安全性の確保、機能性の維持、長寿命化などを図るための基本的な方針であり、また個別施設計画で各施設の方向性を決めるには、躯体の状態や構造による耐用年数、時勢による必要性を勘案し、規模や集約化、複合化などを含めた見直し、譲渡や地域移管、除却などを含めた用途の廃止などの方向性を定めるとの回答でした。

私も施設の集約などをして、施設管理のスリム化は維持管理費などを抑える意味でも必要であると思います。

また、近年廃止となった施設では、八開庁舎、農村環境改善センター、立田社会福祉会館、佐屋北保育園で、跡地利用に至っては、八開庁舎では支所機能が八開地区コミュニティセンターに移転し、利活用などについては検討中であるということでした。

農村環境改善センターに至っては、令和3年度に取り壊され、国土交通省により跡地を福原地区河川防災ステーションとして整備が進められる方向であると。また、立田社会福祉会館に至っては、利活用について1事業者より提案がありましたが、結果として取下げとなったとの回答でございました。

佐屋北保育園に至っては、今年3月に廃園になり、廃園後の用途などについてはまだ具体的な方向性は決まっていないとのことでした。

そこで、再質問の1つ目といたしまして、廃止となった施設の中で、佐屋北保育園は指定緊

急避難場所兼指定避難場所に指定されている施設ではありますが、何か対策は考えているのかお尋ねいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

旧佐屋北保育園の建物は、令和5年3月31日をもって保育園としての利用を終え、また、まだ跡地利用が決まっていないことから、指定緊急避難場所兼指定避難所としての指定は解除しておりません。

今後、建物の利活用や取壊しなどにより、避難施設として指定できなくなった場合には、地域の皆様に対して周知していきたいと考えております。以上でございます。

**○9番（角田龍仁君）**

御答弁ありがとうございます。

まだ跡地利用が決まっていないということで、指定緊急避難場所兼指定緊急避難所としての指定は解除していないということでした。

では、旧佐屋北保育園の建物はあとどれぐらい使用が可能なのか、お尋ねします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

旧佐屋北保育園は昭和52年建築の鉄筋コンクリート造であり、標準耐用年数は60年が目安となっております。建築後46年経過していますので、おおむね14年ほどとなります。以上でございます。

**○9番（角田龍仁君）**

御答弁ありがとうございます。

おおむね14年ほどの使用が可能ということでした。

旧佐屋北保育園の跡地利用について、市としてこれまでどのような検討をしたのかお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

旧佐屋北保育園の跡地利用については、庁舎内において、各部局に利活用の意向を聞きましたが、希望はありませんでした。また、地域の意向を確認するため、昨年度末に、日置町と柚木町の総代に利活用についてお伺いいたしました。特に地元で活用したいという御意見はありませんでした。指定緊急避難場所兼指定避難所になっている佐屋北保育園の園舎が、今後いつまで避難所として維持してもらえるのかとの御意見もいただきました。以上でございます。

**○9番（角田龍仁君）**

御答弁ありがとうございます。

地域の方々は、切実に避難場所がなくなるのを心配しております。

すみません、スクリーンをお願いいたします。

こちらを御覧ください。

こちらは地震ハザードマップでございます。

ちょっとこちら小さいので見えにくいと思うんですけど、全体的なところなんですけど、ちょっとピックアップしたものです。

黄色の28番が佐屋北保育園になります。

黄色の24番というのが、ちょっと左の上のほうにあると思うんですが、こちらが今回なくなる予定の立田社会福祉会館ですね。

こちらを進めまして、こちら青色の26番、これは緊急避難場所なんですけど、昔あった農村環境改善センターでございます。

このように見ていただくと分かるように、24番の立田福祉会館の周りがもしなくなっても、戻してもらって上のほうですね。周りにもまだ避難場所があるのが分かります。また、新しくできた発達支援センターも近くにございまして、避難所はしっかりあるなという感じが見受けられます。

そして先ほど見た26番、青色ですね。ここは、今度新しく防災ステーションができますね、こちらは。八開庁舎のほうを見させてもらおうと、八開庁舎は上のほうにあるんですが、こちらの周りはコミュニティセンターもありますし、一応避難所としての代用場所はあるように見受けられます。

しかしながら、今度、佐屋北保育園のところですよ。こちらを見てもらおうと、24番のところ、もし建物がなくなると避難場所としてなくなっちゃった形……、すみません、28番です。失礼しました。28番のところ、佐屋北保育園なんですけど、ここがなくなっちゃうと、あの辺一帯が避難場所がなくなる形になるんですよ。

あとこちらです。災害対策基本法というのが避難所を、こちら指定避難所の指定ということで載っております。これによりますと、市町村が想定される災害の状況、人口の状況、その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令に定める基準に適合する公共施設を指定避難所として指定しなければならないとあります。

先ほど見せてもらった佐屋北保育園なんですけど、こちらの周り、5月1日現在なんですけど、3,600人ほど人口があります。その辺がどのように市はお考えになっているのかお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

旧佐屋北保育園の周辺にある指定避難所は、佐屋中学校、佐屋小学校、佐屋西小学校、中央図書館、文化会館、佐屋中央保育園の6施設で、この周辺で避難される想定避難者数を十分収容できる状況となっております。以上でございます。

#### ○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

確かに、市役所周辺には施設がしっかりあります。あと西小学校もあると思われちゃいますが、こちら佐屋北地域なんですけど、こちらから市役所周辺の今、話があったところまで避難所として逃げようと思えば、結構1キロ以上ありますね。そうすると、若い方は何とでもなると思うんですが、年配の高齢者の方は結構厳しいんじゃないかと思われちゃいます。

言うなれば、避難所というものは、災害が起きたとき、災害という敵が攻め寄せたときに、逃げとか、かくまわれる城のようなものだと私は思います。その辺を市長、どう考えてい

るのかお尋ねいたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁を申し上げます。

今回、旧佐屋北保育園の件で御質問だということで答弁をさせていただきます。

旧佐屋北保育園は、本年3月末をもって閉園とさせていただきました。長年にわたる地域の方々や関係者の方々の御理解、御協力に改めて感謝を申し上げます。

園舎の利活用につきましては、先ほども御答弁させていただきましたけれども、現在のところ決まっておられません。また、指定緊急避難所兼指定避難所としての指定も現在は解除しておりませんので、もし災害等が発生した場合につきましては、旧佐屋北保育園をしっかりとそういう施設というふうになってまいります。

また、園舎の利活用等につきましても、当然、地域の方々にも御説明させていただきながら、またどのような利活用をお望みかということも聞きながら、進めていかなければならないというふうに思っております。

また、災害発生時につきましては、あくまでもいつ、どの場所で、どういった状況で、どういった災害が発生するかもしれません。基本的には自らの身を守るために、学区に限った避難をしていただくことを基本とはしていませんので、やっぱり自分がそのときどこにいるかによって、やはり避難する場所は変わってくるというふうに思っております。とかく、皆様方質問をされるのは、基本的に今住んでいるところで災害が発生したということを想定し、質問をされますけれども、我々、生活する中で、全て自宅にいる場合に起こるわけではありませんし、現在では、風水害におきましては事前想定がかなりできますし、広域避難ということも呼びかけておりますので、そういった意識をやはり持っていただくことが非常に大切だというふうに思っております。

また、公共施設につきましては、かなり各施設、耐用年数、かなり迫ってきている施設もございまして、そのときの用途を終えた施設もございまして。利活用をしっかりと、やっぱり通常利用でどのようなことに利用していただけるのかということ、我々行政のみではなかなか難しいものですから、地域の方々の意向を踏まえて、当然この利活用はいいなと思えば、それは利活用するための改修を行っていかなければなりませんし、なかなかいい提案等がなければ、当然取壊しということも選択肢に入ってくるのではないかとこのように思っております。

我々としては、やはり維持管理コストも、使っていなくてもかかってまいりますので、そういう視点も入れながら考えていく必要があるというふうに思っております。以上でございます。

○9番（角田龍仁君）

市長、御答弁ありがとうございました。

確かに跡地利用というのは、結構難しい問題だと思います。

今、住民としてはやはり、市長のお話にもありましたが、確かに住んでいる場所だけじゃなくて、おるところからどれだけ逃げるかというのは確かに災害には必要になってくるかと思

ます。

ただやはり、皆さん普通に寝泊まりしている場所、そちらに夜とか、皆休まれているときにいきなり地震が起きて逃げるとなったときに、地震なんかですと、そのとき起こって、また余震で起こります。そうなったときに、建物が古い家ですと倒壊するおそれがありますので、特に高齢者の方は不安になりまして逃げる。そこが、逃げる場所がやはり近くにあるのがやはり住民としては安心するのではないかなと思います。

確かに、まだ北保育園の跡地利用、まだ検討中で決まってはおりませんが、やはりそういった住民の一人一人というか気持ちも考えながら、難しい問題ではありますが、利活用を考えていただきたいと思います。

それでは、大項目2点目の再質問に入っていきたいと思います。

先ほどの答弁で、近隣市町村では、津島市で8団体、弥富市で10団体、あま市で10団体、稲沢市で8団体あるということでした。

これを見ますと、愛西市は1団体ということであります。かなり少なくて寂しいかなと思われませんが、市としては登録団体を増やす考えはあるのか、お尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

県では、平成24年4月1日以降に設立された団体で、県の自主防犯団体名簿に登載され、月1回以上提供資材を利用した活動を継続すると見込まれる団体に対し、自主防犯団体設立支援事業としまして、防犯パトロール用資材の提供を行っています。

市としましては、防犯活動の事例紹介など情報提供を行い、相談支援に努めていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○9番（角田龍仁君）

答弁ありがとうございます。

市としても防犯活動の事例紹介を行い、各地域に情報を提供しているということですが、やはり援助費など補助がないとなかなかボランティアを増やすには難しいかなとも思います。

先ほど市からの援助費や補助金があるのかの質問では、青色防犯パトロールの団体への補助制度はないですが、市民活動支援公募事業補助金があるとの答弁でした。その補助金はどのようなものか。また今、既に活動している団体でも補助対象となるのかお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

市民活動支援公募事業補助金は、市民活動団体が実施する公益的な活動であって、自発的活動の推進及び活性化を図るとともに、その自立を促進すると認められる事業を対象に助成を行うものであります。

なお、本補助金は、申請書類での形式審査を行った後、学識経験者や公募委員を含む愛西市市民活動支援公募事業補助金審査委員会の審査を経て、補助金採択の可否が決定されます。以上でございます。

#### ○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁で、新たに青色防犯パトロールを実施したい市民活動団体があれば、市民活動支援公募事業補助金の申請ができると理解しましたが、青色防犯パトロールの運行に必要なガソリン代もこの補助金の対象経費として認められるのかお尋ねいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

本補助金は、要綱において補助対象事業に直接必要とする経費のうち、要綱に掲げるものについて対象とすることとしております。

なお、本補助金については、事業計画について申請書類での形式審査の後、審査委員会の審査を経て、補助金採択の可否が決定されます。以上でございます。

**○9番（角田龍仁君）**

御答弁ありがとうございます。

青パトのガソリン代は青パトを使った防犯活動を行う上で、直接必要となる経費ですので、この事業が審査委員会の審査を経て、補助対象事業と認められれば、市民活動支援公募事業補助金の補助対象経費として認められるということが分かりました。

今、物価が高騰しております。その中でもガソリン代は昔と比べましてかなり高騰しております。青色防犯パトロールをやっている方々は、結構大変な状況だと思います。愛西市に唯一ある防犯パトロールの出発式に、市長も駆けつけて激励をくれたと聞いております。先ほどの答弁にもありましたように、ほかの近隣市町村はガソリン代などの援助も手厚くしている状況ですので、ぜひとも検討のほうをよろしくお願いいたします。

あと、先ほどの補助金制度の要綱ですね。こちらに似たものが、やはり津島市では夢のまちづくり提案事業募集要綱という形だとか、あと弥富市ですと地域づくり補助金の要綱なんかで同じような、先ほどのうちの補助金制度と同じようなものがありました。それに加えて津島市だとか弥富市なんかも、別個でこういった防犯の関係の補助金をしっかり手厚く支援をしているという形をやっておりますので、その辺も考えながらこれからこの防犯の支援をお願いしたいと思います。

やはり防犯、今度も聞きますと、やはり公園なんかでも防犯カメラをつけただけでやはりそういう犯罪だとか変なことをやる人がいなくなったと聞いております。少しでも皆さんが興味を持っていただいて、青色パトロールだとか防犯活動、ボランティアが増えていただければ、愛西市ももっと安心・安全なまちができるんじゃないかと思います。どうかその辺をしっかりと考えていただいて、援助・支援をお願いしたいと思います。

最後に、まず住民を安心させ、住みやすいまちを提供していく、それが市長の肝腎だと思います。どうかその辺を念頭に置いて、お願いして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

9番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の18番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村議員。

○18番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って大項目の1点目、愛知県フットボールセンター愛西について、大項目2点目、まちづくり支援業務について質問いたします。

初めに、1点目の愛知県フットボールセンター愛西についてです。

令和5年度中にオープンが予定されている施設です。

立田総合運動場を利用して、愛知県サッカー協会が本市と協定を結び、県下3つ目となるサッカーをはじめとするスポーツ施設拠点の整備を進めています。

本市のスポーツ振興に大きな期待をもたらすとともに、この施設は愛西市という名前を大きく県内外にPRできるものです。多くの方々に愛西市を知っていただき、訪れていただく、そうした人と人との交流が積み重なり、訪れたいまち、あるいは住んでみたいまちにつながることを望まれます。

世界で一番人気のあるスポーツはサッカーです。日本でも2番目となっています。当然、メディアも注目し、大会が行われればその会場も紹介されるでしょう。

そこで、小項目1点目の質問です。

立田総合運動場に対するこれまでの本市の評価、愛知県フットボールセンター愛西の誘致に至った経緯、本市が選ばれた理由などあれば併せてお伺いします。

小項目2点目の質問です。

今後のオープンに向けてスケジュールをお伺いします。また、この施設の定員数、想定される年間の動員数もお伺いします。

次に、小項目3点目の質問です。

愛知県サッカー協会の運営施設となれば、多くの方が訪れることが想定されます。これまでの周辺地域との協議、理解の進め方などをお伺いします。

それでは、大項目の2点目、今年度新たに取り組まれるまちづくり支援業務についてお伺いします。

愛西市都市計画マスタープランでは、本市の全域が名古屋都市計画区域として指定されています。そこから考えると、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全の方針を検討する必要があります。上位計画に当たる第2次愛西市総合計画後期基本計画の基本目標4では「活力とにぎわいあふれるまちづくり」、目標5では「快適な便利なまちづくり」、このまちづくりの整備・開発・保全の方向性が示されています。

そこで、小項目1点目の質問です。

第2次愛西市総合計画、都市計画マスタープランを現実的なものとするためのまちづくり支

援業務と考えますが、その内容をお伺いします。

小項目2点目の質問です。

今回のまちづくり支援業務を具体的に進めるためのプラン、進め方をお伺いします。

小項目3点目です。

まちづくりを考えると、市街化区域の拡大・形成をイメージします。そこで、本市全体における市街化区域の割合を伺うのと、まちづくり支援業務が果たすべき役割・目標をお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願ひします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目の立田総合運動場に対する本市の評価、愛知県フットボールセンター愛西の誘致に至った経緯、本市が選ばれた理由について御答弁をさせていただきます。

立田総合運動場は、平成2年3月に竣工し、市民の皆様に利用されておりましたが、近年の利用状況は減少傾向にありました。

そのような中で、令和元年9月に、スポーツを楽しめる人工芝や芝生のグラウンドづくりを進めていた公益財団法人愛知県サッカー協会から、新たに西尾張地域のスポーツ施設の拠点として、愛西市と連携し整備したい旨の申出をいただき、その後協議を重ね、令和4年1月、愛知県フットボールセンター愛西に関する整備・運営事業基本協定を締結いたしました。

当施設が選ばれた理由としましては、愛知県サッカー協会から、地域のスポーツ施設を調査した中で、周辺道路や駐車場等インフラが整っている、また施設の大きさの面でも立田総合運動場が最良の候補地であると判断したと伺っております。

続きまして、オープンに向けてのスケジュール、施設の定員数、想定される年間の動員数についてでございますが、令和5年度中のオープンに向けて、愛知県サッカー協会は、夜間照明のLED化や人工芝グラウンド1面、防球ネットの拡幅等の整備を予定しております。

また、市は、駐車場、施設進入道路側溝の改修工事を行う予定です。

定員数は、愛知県サッカー協会が利用開始後に観客席の整備を進める過程において決定します。

想定される年間動員数でございますが、利用者、観戦者を合わせ、最大で年間約12万人を見込んでおります。

続きまして、周辺地域との協議、理解の進め方についてでございますが、令和元年度に愛知県サッカー協会から立田総合運動場の整備に関する協議の申入れについて、立田地区の住民の皆様やスポーツ協会に対して周知しました。

令和2年度には、立田総合運動場の芝生多目的グラウンド整備基本計画書の概要及び公益財団法人愛知県サッカー協会の概要について、立田地区総代代表や早尾町総代、副総代、立田地区の住民の皆様、スポーツ協会に対して周知しました。

令和3年度には、立田総合運動場の芝生グラウンド整備基本計画書の概要及びサッカー協会との基本協定の締結について、立田地区総代代表や早尾町総代、副総代、立田地区の住民の皆様

様、スポーツ協会に対して周知をし、周辺地域の住民の皆様やスポーツ協会の皆様方に御理解いただけますよう取組をさせていただいたところでございます。私からは以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、まちづくり支援業務について御答弁いたしたいと思えます。

初めに、まちづくり支援業務の内容ということでございます。

本市の市街地整備につきましては、第2次愛西市総合計画に位置づけた都市計画マスタープランに基づき進めております。その中で、まちづくり支援業務を活用し、効果的な整備計画のほうを推進していきます。

次に、まちづくり支援業務の進め方でございます。

今年度のまちづくり支援業務で行う優先的に市街地整備を進めるべき拠点の候補地選定につきましては、まず、各鉄道駅を拠点とした徒歩圏内について、人口密度や人口集中地区の割合、土地利用状況や駅乗降客数等の評価項目を設定いたします。次に、設定した評価項目ごとに指標値を定め数値化することで、定量的な評価を実施する予定でございます。

次に、市街化区域の割合、あとまちづくり支援業務が果たす役割・目標ということでございます。

本市の市街化区域は315ヘクタールで、市全体面積に占める市街化区域の割合は約5%であり、県内においても非常に低い状況にあります。こうした状況の中、社会情勢の変化を踏まえ、市街地整備を効率的に実施し、効果を早期に発現させることが重要であります。

今後、まちづくり支援業務では、市内の駅前生活拠点の整備について、優先すべき候補地を客観的な指標により選定する予定であり、その結果に基づき、効果的な市街地整備を目指していくものでございます。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁いただきありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに、愛知県フットボールセンター愛西です。

このような協議の中で愛西市に決まったことは大変に喜ぶべきことで、この機会を十二分に市の発展につなげていくことが大切です。オープン前、あるいはオープン後も愛知県サッカー協会との関わりが続くと考えますが、サッカー協会との責任分担、あるいは市の責任として行わなければならないことはどこまでなのかお伺いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

愛知県サッカー協会は、施設の整備、管理運営を行います。

また、損害等の補償は、貸付財産内で発生する災害及び事故並びに犯罪等に起因する全ての損害について、愛知県サッカー協会が補償します。

市は、周辺の道路整備や地域及びスポーツ団体との調整等を行わせていただきます。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

県下に2つのサッカーをはじめとするスポーツ施設拠点があると聞きます。

本市も同じく様々なメリットを獲得しなくてはなりません。県下の他の2つの施設と比較して、本市が取り入れ、参考としていく点をお伺いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

愛知県サッカー協会は、平成30年に名古屋市にテラスポ鶴舞、令和3年に知多市に愛知県フットボールセンター知多の整備、管理運営をし、本市の愛知県フットボールセンター愛西は3番目の開設になります。

既に開設されている施設の整備、運営手法を参考に、愛知県サッカー協会に対して市の考えを申し上げた上で、クラブハウス等を整備するほか、全国・東海・愛知県サッカー協会公式戦や強化練習会、スポーツイベント・フェスティバルを開催し、地域スポーツの活性化や県内外の人が集まる交流拠点として整備・運営を行ってまいります。

また、愛知県サッカー協会と地域やスポーツ団体をつなぐ調整役を担うほか、愛知県フットボールセンター愛西で開催されるスポーツイベント・フェスティバルの周知、情報発信を行ってまいります。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

先ほど、施設の定員数、年間の動員数もお聞きしました。年間約12万人の方が愛西市を訪れる可能性があるわけです。これも他の施設と比較したイメージでいいのですが、毎週土・日は大会が行われるとか、年間スケジュール的な動きが分かればお伺いするのと、開催される一番大きな大会が分かればお伺いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

全国・東海・愛知県サッカー協会公式戦や強化練習会のほか、子供から大人まで幅広い世代を対象とした各種スポーツ大会やスポーツイベント・フェスティバルを、年間を通して開催する予定です。

また、サッカー、スポーツに限定することなく、健康教室や文化的事業などの開催も併せて予定しております。

大きな大会としましては、全国高校サッカー選手権や全日本少年サッカー大会、各年代の東海・愛知県サッカー協会公式戦などを予定しております。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

全国レベルの大会やサッカー、スポーツに限定しない文化的事業も行われるとのことですが。

その施設の設備、管理についてですが、まず駐車場の台数、普通車、バスそれぞれ何台のと、管理棟の設備と常駐の管理者が何名、利用時間、利用料の設定、防犯設備、夜間の照明など、分かる範囲でお伺いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

施設の整備、管理運営及び料金設定は、愛知県サッカー協会が行います。

駐車場は、普通車160台駐車いただけます。バスにつきましては、普通車の区画内で利用していただくことを考えております。

管理棟は、現在の既存管理棟を活用し、管理者は1名から2名を予定しております。

施設の利用時間は、平日は午前9時30分から午後9時30分まで、休日は午前9時から午後9時までを予定しております。

なお、利用していただく際には事前予約が必要となります。

利用料金でございますが、管理運営する愛知県サッカー協会が設定をし、1時間当たり平日は5,000円、休日は7,000円を予定しております。

防犯設備につきまして、令和5年度中に施設全体に防犯カメラ等を設置する予定でございます。

また、夜間照明設備につきましては、令和5年度中にLED化し、利用料金が1時間1,500円を予定しております。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

施設の予約については愛知県サッカー協会が行うものと。それから施設の中にはクラブハウスも設置されますが、どのような設備になるのか分かればお伺いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

愛知県サッカー協会が整備するクラブハウスには、大会運営室、更衣室、多目的室などが予定されております。

整備内容や時期、規模につきましては、既に開設されている施設の状況を参考に、愛知県サッカー協会に対して市の考えを申し上げた上で整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

この施設でこれだけの大会が行われ、これだけの多くの方々が訪れると予測されるわけです。受け入れる会場所在地としては、訪れた方に不便な思いをさせてはいけないと考えます。

特に、第三次産業といわれるサービス業や外食産業などの進出はあるのか、市としての考えをお伺いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

愛知県フットボールセンター愛西周辺の土地につきましては、市街化調整区域であり、農地法及び都市計画法による土地利用上の規制があることから、サービス業や外食産業などの進出は市街化区域と比べて難しいと考えます。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

土地利用については、当然規制があります。将来的には都市計画の見直しも考えられます。まずはキッチンカーの参入やデリバリーの活用など、利用可能な手だては必要です。

サッカー関連で訪れた方にも愛西市を知っていただく、木曾川を走る観光船、レンコン街道を行けば道の駅「立田ふれあいの里」です。こうしたおもてなしとしての観光案内も愛知県フットボールセンター愛西と相互の関係として必要と考えますが、取組についてお伺いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅の観光案内所で、愛知県フットボールセンター愛西の紹介をするとともに、愛知県フ

ットボールセンター愛西内において道の駅のPRを行うなど、相互に周知が図られるような取組を行っていく予定でございます。

愛知県フットボールセンター愛西に来場したお客さんが、観戦後に道の駅に立ち寄り、愛西市の魅力を感じていただくことで、愛西市の知名度の向上や来訪者の増加につながることを期待されます。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

ぜひお願いします。

ちょっと周辺地域との関連で心配なことがあります。それは、アクセスの問題です。

例えば、車で名古屋市から会場に向かったとき、豊公橋を渡り、西に向かい、直線で甚目寺・佐織線、津島・南濃線を通り、愛西市町方新田新西馬の交差点まで来ます。会場に向かう選手たち、応援団など乗せた車は普通車でしょうか、大型バスでしょうか。新西馬の交差点から先はバスで通るのは難しいと考えますが、お伺いします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

普通車や大型バスを想定しております。

県道津島・海津線は、一部狭い区間がありますので、利用者の方には県道津島・南濃線を通るルートを利用させていただきますよう、現在、愛知県サッカー協会と協議をしているところでございます。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

ちょっと画面を見せていただいていたいいですかね。

都市計画図に基づくものですが、赤い直線が迂回路で、点線が県道津島・海津線になります。

交差点から向かっていく図面になっています。

黄緑色が愛知県フットボールセンター愛西の予定地です。

この津島・南濃線を北上していく迂回路となるわけですが、このバスの対策は迂回路を通ると。しかし、普通車であれば新西馬の交差点を真っすぐ西に、県道津島・海津線を行くほうが道は狭くても分かりやすいです。ナビでもそう指示するのではないのでしょうか。

土・日となれば大会も行われるでしょう。今までにない交通量になることは予測できます。この町方町新西馬の交差点から西への道路に関して、どのような対策をされるのかお伺いします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

津島・南濃線を通るルートが分かりますように、愛知県サッカー協会が案内看板等の設置を予定しております。

今後、関係機関との調整を含め協議してまいります。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

何より沿線の住民の方への配慮が必要です。せっかく県の数少ない施設が愛西市にできても、住民の方に迷惑になっては、まちの発展の妨げにもなりかねません。この道路の渋滞に関して

は、細心の注意を払っていただきたいです。もちろん事故などあってはなりません。

再度、周知の方法についてお伺いします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

施設利用者の方に対しましては、愛知県サッカー協会が津島・南濃線を通るルートによる利用について周知徹底を行ってまいります。

また、市は、当施設の利用開始について市民の皆様にご覧の広報紙やホームページ、SNSなどを活用して周知を行ってまいります。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。よろしくお祈りいたします。

このような道路の問題は、まちづくりにも大きく影響していきます。

それでは次に、大項目2点目のまちづくり支援業務について再質問します。

第2次愛西市総合計画の中で、計画的なまちづくりの推進とあります。これも以前一般質問しましたが、集約型のまちづくりです。主な取組として、駅前広場の整備及び周辺のアクセスの向上とあります。

今回のまちづくり支援業務の主になるものは集約型のまちづくりと考えますが、その拠点となるのは具体的にどこになるのか、お伺いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

現在、具体的に新たな市街地整備拠点については決まっておられません。

令和5年度の各鉄道駅周辺部の評価結果を検討資料とし、今後優先的に市街化整備を進めるべき拠点を選定したいと考えております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

駅前広場の整備が進んでいる駅と考えると、名鉄津島線勝幡駅、藤浪駅があります。

この2つの駅について、まちづくり支援業務の対象とした場合、どこまで仕上げていくのかお伺いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

鉄道周辺部の市街地整備を行う場合の整備手法には、土地区画整理事業のほか、地区計画制度や開発許可制度などの様々な手法があり、それぞれの手法でまちづくりの整備水準が異なります。

まずは意向調査の実施、土地所有者や市街地整備より影響を受ける方々との勉強会の開催などにより、地域の意見を聞きつつ、最適な整備手法を検討したいと考えております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

まちづくりの支援というと市街化区域の拡大もあります。先ほど、市全体に占める割合をお答えいただきました。この市街化区域の拡大における手順を伺うのと、まちづくり支援業務との関わりをお伺いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

市街化区域編入のための条件といたしまして、都市計画マスタープランとの整合性、道路、

公園、下水道等の都市基盤施設の確実性や位置、規模の妥当性等、全ての要件を満たした上で都市計画手続を進めていく必要がございます。

第2次愛西市総合計画に位置づけた都市計画マスタープランに基づきまして、将来的な市街化区域編入を見据え、まちづくり支援業務を活用し、効果的な整備計画を推進していきたいと考えております。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

名鉄勝幡駅については、周辺のアクセスにかなり問題があります。市としてどこまで把握しているのか、また、まちづくり支援業務によりどこまでの形にしていく構想なのか、過去には市街化の話もあったと記憶していますが、その点も踏まえお伺いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

名鉄勝幡駅へのアクセス道路といたしまして、既に都市計画道路が都市計画決定されておりますが、社会経済情勢の変化等により一部区間を除き未着手となっている状況であります。

また、昭和60年に市街化区域から市街化調整区域に編入された勝幡地区につきましては、都市計画法に基づき無秩序な開発の抑制をするとともに、優良農地を保全し、現在に至っております。

現段階では、市内には名鉄勝幡駅を含め鉄道駅が複数あり、今後、市として優先的に市街地整備を進めるべき拠点を選定した後、具体的な構想を検討していきたいと考えております。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

市街化区域の拡大だけでは、愛西市の郷土、ふるさとは成り立ちません。整備、開発だけでなく、保全もまちづくりの要素です。緑豊かな農地、川の流れ、虫の声など大切な資源があります。こうした保全の観点から見たまちづくり支援業務は可能なのかお伺いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、市街化区域では鉄道駅を中心としたコンパクトなまちづくりを目指し、市街化調整区域である市西部の一団の農地をはじめ、生産性の高い農業の確立、地下水源への水の供給地、雨水調整などの機能維持等の効果を持続するため、農業保全地として位置づけ、保全に努めていきたいと考えております。

新たな市街地整備については、無秩序な開発の抑制と優良農地の保全を基本に事業を推進してまいります。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

最近、市民の方から問合せがありました。農村部に産業廃棄物や再生資源物などの関係施設が増えているとの声です。その方は、愛西市の農村部の行く末を案じておられました。

平成28年に愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例と、愛西市開発行為等の周知に関する条例が施行され、さらに令和4年に愛西市開発行為等の周知に関する条例は条例改正が行われています。

愛西市開発行為等の周知に関する条例について、令和4年に条例改正に至った経緯をお伺いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

産業廃棄物処理施設の設置等に関しましては、愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例により、法律では定められていない手続を規定しております。

愛西市開発行為等の周知に関する条例については、平成28年4月の施行以来、1,000平方メートル以上の建築・開発行為において、住民への周知及び意見聴取を義務づけてきました。

そのような中、近年では、土地利用規制法や廃棄物規制が及ばない再生資源物や建築資材等の野天作業場への土地利用の変更が増えておりまして、周辺環境へ影響を及ぼす事例が発生していました。

このため、こうした事業者が野天作業場の利用に当たり管理責任を十分に果たさない行為を規制することを目的といたしまして、令和4年4月に条例の一部改正を行っております。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

こうした土地の無秩序な変更に対して、愛西市開発行為等の周知に関する条例はどのような効力を持っているのかお伺いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

令和4年4月の条例改正で、特定行為に対しては面積要件を撤廃し、建築・開発行為のない土地の用途変更についても条例適用が可能となりました。

特定行為については、市民の皆様から市への相談が最も多かった4つの行為を定めました。

その内訳としては、「自動車等の処理及び保管」「再生資源物の処理、集積または貯蔵」「ほかの場所への搬出を目的とする土砂等の一時的な堆積」「建築資材の一時的な保管」となります。

これにより、この4つの行為は住民への周知及び意見聴取が必要となること、そして技術基準に基づき使用計画を市が審査した上で、使用開始後も技術基準の遵守が求められることとなります。

なお、開発行為に適用される条例で、同様の取扱いをしている近隣自治体はございません。新規で事業を開始する事業者にとっては、時間と労力を要する内容となります。これらのことから、計画的に事業を行うことが可能な事業者に新規事業は限定されると考えております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

住民にとっては安心・安全が何よりです。市街地にしても農村部にしても、地主の方の協力なくして開発は進みません。今は様々な理由で土地を手放すケースが多いです。また、その地域が求めているものと市の構想がマッチするのか、その辺りの情報交換、情報収集をどのようにしているのかお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

新たな市街地整備の対象地区において、まちづくりに関する具体的な構想の策定に向け、土地所有者や市街地整備により影響を受ける方々をはじめ地域住民の意見を酌み取れるよう、必要に応じ勉強会を開催することなどにより情報交換、情報収集に努めてまいります。以上です。

○18番（竹村仁司君）

まちづくりは連結していくことが大切ではないでしょうか。

先ほどの愛知県フットボールセンター愛西という施設ができる、近くには観光船がある、レンコン街道を行けば道の駅ふれあいの里があります。道の駅から名鉄佐屋駅、さらに市役所も近い。駅から名鉄津島線で藤浪駅、勝幡駅、名鉄尾西線であれば町方駅、湊高駅につながります。

道はつながらなければ続きません。川も橋がなければ渡れません。線路も踏切がなければ通れません。集約型のまちづくりも、市内の一つの場所を切り取ってそこだけを開発しても、その先につながっていく目的地が必要です。本市のように面積が広く、優良農地の占める割合が多い自治体では、市街地の連結を考えざるを得ません。こうしたつながっていくまちづくりについてお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

本市の基盤産業を支える田園空間が広がっている農村部の優良農地を確保しつつ、アクセス道路の整備を含め、計画的な基盤施設整備を図ることにより、都市部との共生を図る必要があります。以上です。

○18番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

最後に、市長にお伺いします。

愛知県フットボールセンター愛西が新たな愛西市のまちづくりの拠点となり、都市計画の見直し、住みやすいまちの実現につながることを願います。

その上で、アクセスの問題も大きく、まちづくり支援業務の一環として市街地を連結していくアクセス道路も住環境の整備と考え、中長期的な視点の下進めるべきと考えます。市長の見解をお伺いします。

○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁させていただきます。

まず、愛知県フットボールセンター愛西につきましては、県サッカー協会が愛西市を選んでいただいたことにつきましては、非常に市としてはメリットがあるというふうに思っております。

人口減少社会に入った中で、新たな交流人口が生まれる。これは、やはり今までのように行政や市のスポーツ協会、また市民の方々以外の方が、多くの方々が訪れるチャンスを県サッカー協会のお力を借りて行えるということで、非常に魅力のある事業だと私は思っております。

しかしながら、このサッカー協会が整備をし、サッカー協会がやっていただく様々な事業や

大会を生かし切れるかどうかは、今後、我々市や関係者、地域住民の方々のアイデア、知恵の出し方だというふうに思っております。ぜひ、我々市といたしましても、県サッカー協会としっかりと連携をしながら、訪れていただいた方々に少しでも愛西市を知っていただいて、愛知県フットボールセンター愛西を訪れた後、また訪れないときでも、愛西市をいかに訪れたいまちをPRしていくかということであるというふうに思っております。

アクセス等の課題はございますけれども、こういったものについても、しっかり関係者の方々と協議をしながら行っていかなければならないというふうに考えております。

課題等ばかり上げていてもなかなか事業は進みませんので、しっかりとメリットを我々としては生かしていかなければならないというふうに思っております。

また、まちづくり支援業務の件でございますが、先ほど、例えば市街化編入についての説明もさせていただきましたが、編入をもしもされるということを進めようと思えば、当然その区画内の地権者の方々には御理解・御同意をいただければ市街化には編入はできないというふうに思っております。やはり、そういった方々にいかに理解をして、同意をしていただくかということが一番大きなハードルになってくるのではないかなというふうに思います。

当然、市といたしましては、今年度のまちづくり支援事業でしっかり市内を調査して、どのように進めていくかということをお県当局とも協議をさせていただきたいというふうに思っております。当然、市内には8の駅がございますので、それぞれ特色・特性を生かしたものがあると思いますので、市といたしましてもしっかりそういったこれからの愛西市、10年後、20年後、当然まちづくりは数年でできるものではありませんので、今までの経緯等も踏まえて進めていく必要があるというふうに思っております。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（杉村義仁君）

18番の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどといたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の3番・中村文武議員の質問を許します。

中村議員。

#### ○3番（中村文武君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきたいと思っております。

未来を支える子供たちのために、子供たちに関する質問をさせていただきたいと思っております。

本日は、大項目、2項目でございます。

1点目が子供たちの遊び場について、2点目が中学校の運動部の地域移行について御質問し

たいと思います。

昨今、なかなか子供たちが遊べる環境がないというような現状がございます。

長野県でも、近隣住民とのトラブルで公園が閉鎖されるといったような、こういった時代になってまいりました。そういう時代だからこそ、行政のほうでしっかりと子供たちの遊ぶ場を整えていく、そういうことが大事じゃないかなというふうに考え、この質問をさせていただきます。

まず1点目、子供たちの遊び場についてお伺いします。

愛西市は、乳幼児が遊べる公園数、小学生が遊べる公園数はどの程度市内にあるのでしょうか。そのうちボールが利用できる公園は一体幾つあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

2点目、横浜の川崎市では公園でボールを利用できるよう環境を整えると、そういった報道もがございます。こういったことを愛西市で取り組んでいくにはどういった課題があるのか、課題は何かお伺いしたいと思います。

3つ目、小学校の利用についてです。

例えば、夏休み等の長期休暇中の空き時間及び平常時の放課後の各小学校の児童への学校の校庭の開放の状況はどういうふうな形になっていますでしょうか、お伺いしたいと思います。

この放課後の利用の関係で、放課後の開放は現実的に近隣の児童と、あと高学年がやっぱり中心になってしまうということが私の近くの学校でもあります。そういったこともありますので、多くの子供たちの遊び場を確保するには、やはり公園数を増やすとか、今の小さい公園を広げるとか、そういう課題があると思いますけれども、そのように公園数を増やす、拡張するための課題というのは一体どういうふうになってくるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

次は、中学校の開放についてですけれども、今、スポーツ団体として登録されている団体は、中学校につきましては平日19時以降なら開放されるというような状況になっています。夏の場合、特に今だともう6時半、7時ぐらいまで明るくなっておりますので、放課後から19時までの明るい時間帯も利用したいという声が現実私のほうまで届いております。この時間を開放できないものなのでしょうか、お伺いいたします。

4つ目につきましては、原っぱのようなボールで遊べるような広い公園が必要だと私は思っています。自分が小さい頃は、本当に空き地で遊べました。アニメの話もありますけれども、土管が置いてあって、多分民地だと思います。そういったところで子供たちが勝手に遊んでいても怒られないというような、そういう時代もありました。

今はなかなかそういう時代ではないので、例えばですけれども、木曾三川公園の東海広場のような、本当にボールがどこへ飛んでいっても大丈夫というような、原っぱのような公園が必要かなというふうに考えておりますけれども、その必要性につきまして、市のほうはどういったように考えているのかお伺いしたいなと思います。

最後5点目、先ほど小学校の、低学年はなかなか行けないとか、近隣の児童しか遊べないという状況がございました。私の地域でも、やはり小学校まで通うのに15分、20分と歩く子がございます。そういった子が一旦帰ってからもう一回学校へ行くというのはなかなか至難の業、

特に1年生、低学年の場合では、もう行けないというような状況があります。

近くに老人憩いの家というのがあるんですけども、そういったところで何か対策をして、児童が遊べるようにしてはどうかと考えますが、この点についてお伺いしたいと思います。

続きまして、大項目2項目め、運動部活動の地域移行についてお伺いしたいと思います。

こちら運動部活動ということだけでございますけれども、文化部につきましては比較的進んでいるというような話も聞いておりますので、市民の皆様方には、論点の整理として今回運動部活動について注目して質問させていただくことを御理解いただきたいと思います。

まず、地域移行につきまして1点目。

保護者の中から、9月から地域移行の取組を進める必要があるということから、市内全校、平日の部活動が15分短縮というような話もあって、どういうことかみたいな意見がございまして、保護者の方にうまく趣旨が伝わっていないところがございます。実際は、どのような決定事項なのでしょう。また、その経緯、真意等もお伺いしたいと思います。取り急ぎ進めるのは休日の移行のはずだったんですが、どのような関連性がこの平日の時間短縮となるのでしょうか、お伺いします。

2点目につきまして、運動部の地域団体の受皿の準備も整っていないというふうに私は思っていますが、各スポーツ団体とどのような調整を行っているのか、こちらもお伺いしたいと思います。

3点目、地域移行を進めるに当たって指導者不足があります。先生の兼業も可能というふうに伺っていますが、実際の先生の部活動の指導の希望状況、一体どういう実態になっていきますか、お伺いしたいと思います。

4点目、先進事例としまして、私が把握している中で、春日井市、名古屋市等は先行事例として参考になると思いますが、この先進地は今年度どのような取組を進めることにしているのかお伺いしたいと思います。

最後、部活動について5点目です。

国からの通知や方針はどうなっていますでしょうか。それに基づいて、今年度地域移行をどのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

以上、一括質問とします。よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、大項目、子供たちの遊び場について、関係部分について御答弁いたします。

初めに、公園数と、あとボールが利用できる公園はということでございます。

市が管理をしている公園は、どなたでも利用いただけるものと考えており、市内全体で89か所ございます。

そのうち、高いネットフェンスが整備され、野球やサッカーなどのボール遊びができる公園は市内に4か所ございます。

次に、公園でボールを利用することができる環境について取り組むに当たっての課題ということでございますが、公園は公共の施設であり、子供や大人、あと身体が不自由な方など多様

な方が利用されるため、公園利用者や近隣住民に対して安全性の確保ができれば、ボールを使用することには問題ないと考えております。

また、公園はその地域に根づいた施設でもあり、この利用方法については、地域のニーズに合った運用がされております。

高いネットフェンス等が設置されていない公園で、野球やサッカーなどの利用が日常的に行われている場合には、近隣住民の方々からも御意見をいただき、利用を制限する看板等を設置するなど、市としては近隣住民の方々のニーズと安全性の確保の両立を目標として対応しております。

今後も、公園の利用状況や近隣住民からの御意見を踏まえながら対応をしていきたいというふうに考えております。

その次に、公園を増やす、また拡張するための課題という部分でございます。

公園を利用する年齢層や利用状況には、地域により差があると思われるため、今後も利用状況や地域のニーズを踏まえた上で、公園利用者や近隣住民の御意見を参考にした対応を検討していきたいというふうに考えております。

最後に、原っぱのような公園の必要性についてということでございます。

近年、特に低学年の児童の安全や防犯の視点から、放課後に伸び伸びと遊ぶことができる場所が少なくなっております。そうした中で、木曾三川公園の東海広場にある原っぱのような公園が身近に存在することは、子供たちにとって心身の成長を助ける上で欠かせない場所であります。また、子供たちだけでなく、市民の方々の健康増進、休日の楽しみの時間の創出など、私たちの生活に潤いや安らぎの効果をもたらしてくれるものと考えております。

愛西市においては、国営木曾三川公園東海広場が市内にあり、幅広い世代の多くの方に利用されております。また、現在造成を進めております道の駅周辺整備事業でも新たな公園を整備する計画であり、子供たちをはじめ多くの方々に利用していただけることを期待しております。私からは以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、まず、長期休暇中の空き時間及び放課後の各小学校の児童への開放の状況について御答弁をさせていただきます。

学校により終了時刻に差はありますが、全ての小学校が季節により使用できる時間を決めて放課後に校庭を開放しております。

なお、夏休み等の長期休暇につきましては、愛西市学校体育施設の開放に関する条例により、許可された運動場等の使用に支障のない範囲の開放となっております。

続きまして、夏の場合、放課後から19時までの明るい時間帯の中学校開放についてでございますが、中学校の運動場につきましては、照明設備の有無により、夜間に使用できる学校が八開中学校と佐織中学校のみであり、それ以外の学校につきましては、愛西市学校体育施設の開放に関する条例施行規則で、開放時間を土、日、祝日、休日の午後6時までとしております。

平日は、部活動で運動場を午後5時頃まで利用していることや、日没時間等を考慮しますと

午後7時まで使用できる期間に限られることなどから、平日に中学校の運動場を開放することは考えておりません。私からは以上でございます。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

私からは、老人憩いの家等で児童が遊べるようにする考えはとの御質問にお答えします。

老人憩いの家は、老人に教育の向上、レクリエーション等の場を与え、心身の健康増進を図ることが目的と条例で規定しています。

目的外の使用許可には、周りの方々の御理解も必要になりますので、現在のところ、児童への開放は考えておりません。以上でございます。

**○教育部長（佐藤博之君）**

私からは、大項目2点目の9月からの地域移行に係る決定事項、また経緯及び真意は、取り急ぎ進めるのは休日の移行のほうであるが、どのような関連性については御答弁をさせていただきます。

中学校部活動の地域移行につきましては、少子化に伴い従前と同様の体制で運営することが厳しくなっている状況の中、教職員の働き方改革を踏まえ進めることとなっております。

令和2年9月に文部科学省が示した学校の働き方改革を踏まえた部活動改革では、部活動の意義と課題のうちの課題として、教師の勤務を要しない日の活動を含めて長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もあるが上げられております。

このうち、勤務を要しない日における課題の解消においては、休日の部活動の地域移行に向け取り組むこととなっておりますが、平日の部活動についても、部活動に係る業務がそれ以外の業務に影響を及ぼしている場合があることから、部活動の活動時間の見直しを進めていくこととしております。

令和5年9月以降につきましては、全中学校が一律に部活動の活動時間を短縮するわけではなく、それぞれの学校における勤務時間を考慮し、平日の部活動の終了時間を決定しており、令和4年度と変更のない学校もあります。

令和6年度以降につきましては、休日の部活動の活動回数等について見直しを進めてまいります。

続きまして、運動部の各団体とどのような調整を行っているかについてでございますが、具体的な移行方法については検討中ではありますが、スポーツ少年団や市スポーツ協会加盟団体に対し、休日活動の中学生受入れについてアンケートを実施し、情報収集を行っているところでございます。

続きまして、先生の兼業も可能であるが、先生の希望状況の実態についてでございます。

地域部活動推進検討会議において、中学校部活動の意向アンケートとして、令和4年9月に部活動顧問を対象とした地域部活動での指導希望調査を実施いたしました。

地域部活動での指導の希望者は約38%でしたが、勤務校を異動した場合に、引き続き愛西市での指導が可能であるとの回答は約7%という結果となっております。

兼業につきましては、教員が海部管内での異動を伴うため、現時点で地域部活動の指導は、他市町村への異動先で部活動指導をする場合には、指導を継続することが困難であるなどの課題がございます。

続きまして、春日井市や名古屋市など先進地は今年度どのような取組を進めることにしているかについてでございます。

春日井市につきましては、行政主導により外部指導員を配置し、年々事業費が増大している状況であることから、将来的な地域移行も踏まえ検討しているとのことでございます。

また、名古屋市におきましては、主に小学校の部活動における取組となりますが、なごや部活動人材バンクとして指導者の募集から配置計画までを民間委託しております。

なお、部活動の地域移行に関しましては、運動部と同様に文化部においても取組が進められており、愛西市では吹奏楽、マーチングの地域のクラブチームと連携・協働することで、令和5年度の愛知県における文化部の地域移行のモデル事業として、県内で8事業のうちの一つに決定しております。

部活動の地域移行には様々な課題がありますが、今回のモデル事業としての経験等で得られるものを今後役に立てていきたいと考えております。

続きまして、最後になります。国からの通知や方針はどうなっているか、今年度地域移行をどのように進めていく予定かについてでございます。

令和4年12月27日付で、国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが全面的に改定され、令和5年1月30日には、公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業についての手引が示されました。

今回の改定では、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間と位置づけていたものが、改革推進期間とされ、各都道府県や市区町村においては、推進計画の策定等により休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとなりました。

愛知県におきましては、愛知県の部活動の地域移行に向けた推進計画が今年度中に策定される予定であり、県の推進計画と整合を図り、本市における推進計画の策定に取り組むとともに、保護者への周知を行い、部活動の地域移行を進めてまいります。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

御答弁、ありがとうございました。

それでは、公園、遊び場についてのほうから再質問していきたいと思っております。

最初の答弁、ボールが遊べる公園というのは4か所ということで、少ないなというような印象でございます。私の地域だと、子供が小さい頃は津島の東公園に行くような現状でございます。少し場所が、増やして欲しいなというふうなところは思います。

こういった子供たちのニーズがあるわけですから、そのニーズにマッチしたような形で行政運営を進めていただきたいと思います。

そこで、乳幼児が遊べるということで、乳幼児のほうにもニーズにマッチしているかどうか

というところもちょっと1点確認したいところがありまして、今年度供用開始した澁高公園のほうなんですけれども、そちら地域のニーズとマッチしているか、現況をちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

澁高公園につきましては、設計段階から地域の代表の方々と何度も意見交換会を行いまして、そこで出された意見も踏まえ、公園内に未就学児も遊べるような幼児広場を設置するなど、子供たちをはじめ誰もが安全・安心かつ快適に利用できるような公園整備を行いました。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

ありがとうございました。

現状、すごく有効に使っていただいているのだなというのが思いました。

ただ、ここも小さい子供たちが大きくなってこれば、恐らくボールを使いたいなというような現状も変わってくると思いますので、その辺もいろいろ鑑みながら、今後展開していただきたいなというふうに思います。

また先ほど、当初一般質問、最初させていただきました中学校の開放についてなんですけれども、休日は6時まで登録団体が使えるということ、また平日は5時まで部活動でやっているの、7時以降しか使えないよというような御答弁をいただきましたけれども、あくまでも要望なんです、休日も6時まで照明がなくても使えるということであれば、平日も何とか5時から6時の間だけでも、地域のニーズがあるので少し御検討いただきたいかなということを要望したいなと思います。

それと、ボールが使える公園ということで、先ほど竹村議員の質問の中でフットボールセンター愛西という形で新しい公園もできますので、そこも答弁があったように、サッカーだけの利用じゃなくていろんな利用ということで広げたいという話もありましたので、例えば子供たちがキャッチボールできるような形の無料開放とか、市長もアイデアをというふうにお話しいただいたので、そういった形の無料開放デーなんかをつくって、一般の子供たちがボールを使って遊べるよと、そこで例えば野球のノックをさせろとかそういうところまではいかないと思いますので、そういう本当に人工芝のいいところでボールが使えるというような場づくりも、ぜひとも御検討いただきたいなというふうに思いまして、次に進めたいと思います。

それでは大項目2点目、運動部活動の地域移行について再質問していきたいと思います。

先ほど御答弁いただきました部活動の終了時間なんですけれども、早く終わるところもあれば現状維持もあるということです。

確認なんです、部活動が終了する時間は市内横並びで、17時前ぐらいには終わるということで考えていいでしょうか。よろしくお願いします。

2点目、改革集中期間から改革推進期間に変更されたということですが、これは全国的に課題が複雑でなかなかうまくいかないということから、国のほうで少し柔軟な姿勢になったということなのか、その辺少し御説明いただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

す。

### ○教育部長（佐藤博之君）

部活動が終了する時間は、市内横並びで17時前に終わると考えていいかにつきましては、平日の部活動の終了時間は、市内中学校のうち1校が17時までとしていたものを16時45分までと短縮しますが、それ以外の学校につきましては、16時45分から55分を終了時刻としており、変更はございません。今回の見直しで、全中学校が17時前に終了することとなります。

続きまして、改革集中期間から改革推進期間に変更された、全国的に課題が複雑でうまくいかないということにつきましては、スポーツ庁と文化庁は、部活動の地域移行を令和7年度までに達成するとした従来の目標について、これまでは令和5年度から令和7年度を改革集中期間と位置づけていましたが、改革推進期間と改めることになりました。

背景には、自治体との意見交換やパブリックコメントにおいて、受皿や指導者の確保、保護者の負担増への対応などの課題などにより早期の達成が困難であることが確認されたことが上げられております。

新しいガイドラインでは、来年度からの3年間について、地域連携・移行を「おおむね達成する目標時期」とした文言を削除し、「改革集中期間」を「改革推進期間」に変更し、地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望ましいとしております。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

部活動の終了時間につきまして、詳細、分かりました。

どこが特別長いとか、どこが特別短いとかないということが確認できた、市内公平にということを確認できたので、その点はよかったかなというふうに思います。

あと、国の方針としまして、改革の集中期間から推進期間に名前が変更されたということで、やはりいろんな課題があるのかなというふうに認識しました。

私自身もスポーツの指導者として今小学生を教えていたりします。中学校の部活を見れないかなというふうに考えた時期もございましたが、やっぱり今、月1回、特定の野球の指導をするのが体力的、精神的に限界なところがあります。やはり指導者の負担というのはすごく大きいんだなというふうには、私自身感じております。

そこで、その辺りの提案なんですけれども、先ほど先進地の取組事例ということで、名古屋の小学校のほうなんですけれども、部活動人材バンクというようなものをつくっていただいて、外部に委託して人材を募集しているのがございます。こういったバージョンの愛西部活動人材バンクというようなものをぜひつくっていただいて地域から募集する。または愛知県は本当に体育の学部生というのは多くございます。中京大、至学館、いろいろほかにもあるとは思いますが、そういった方々、そういった大学に通うあま、津島、愛西、この辺りから通っている学生もいると思いますので、その学生部とぜひとも連携等をしていただいて、人材を発掘すると、1年ずつ多分指導者は変わっていてもいいとは思いますが、そういうパターンの場合

合は。そういった愛西モデルというのをぜひともつくっていただければ、指導者の受皿確保、また保護者、子供たちが本当にしっかりと部活動を学べるというような環境ができるんじゃないかなというふうなことを思いますので、その辺提案としてさせていただきますので、少し検討いただければなというふうに思います。

そういった中で最後、再々質問ということで、このようなお話を、一連の流れを聞かせていただくと、今後の平日の部活動の流れというところが、5時までに終わって一旦帰宅と。そしてさらに取り組みたい生徒は、夜間は地域のクラブで練習すると、そういった方向性になっていくのかなというふうなイメージを私、持ったんですが、そういった理解でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

### ○教育部長（佐藤博之君）

平日における部活動の地域移行につきましては、今後取り組むこととされており、学校において部活動が実施されている現状では、部活動終了後に地域のクラブで活動することについては、自主的に判断していただくこととなります。

教育委員会といたしましては、中学生だけではなく、小学生のうちからスポーツ少年団やスポーツ協会など、地域で活動している団体に参加していただけるような環境づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

ありがとうございました。

平日の夜間の取組につきましては、自主的ということでしたので、それは保護者の判断によるということであると思いますけれども、公教育と公的な立場として考えるとすると、やはり所得格差等でクラブに通うお金がないというようなところもあると思いますので、そういったところ、国も制度設計としてはされていると思いますので、その辺の利用も今後御検討いただければなというふうに思いますので、要望させていただきたいと思います。

そして、部活動を含む地域クラブにつきましては、保護者、生徒たちの心の声だと思っておりますけれども、極力やっぱり地元の小学校、中学校を使って、自分たちで通える範囲で、本当に親の送り迎えなしでというようなところが理想かなというふうには考えておりますので、その体育館の利用状況等いろいろあると思いますけれども、その辺も複雑な難しい状況を鑑みながら、少しでも地域の方々に寄り添った部活動運営をしていただけるよう今後ともお願いしたいと思います。

最後、いろいろ子供たちにつきまして、公園、部活動、いろいろ提案させていただきました。

まとめとしまして、いろんな公園、本当に行政はつくっていかないといけないなというふうに思っております。

今度つくられる道の駅でも都市公園が造られますので、そこについて、まだまだ子供たちが遊べる余地があるのか、またそこを広げてもっとボールが使える公園であるとか、例えば私に届いている声ではスケボーパーク等、そういう外から呼んでこられるような公園整備等もさらにできる余地もあるのかなというふうに思います。

私の知っている友達の中では、ここから小牧にスケボーをしに行くというような形の子もいたので、逆に考えれば、人が呼べるなというふうに思っています。スケボーだけじゃなくて、先ほどの竹村議員の話の中にもあったフットボールパークも外から人が呼べるようなスポーツ施設であると思います。そういったスポーツ施設にしっかりと投資していただいて、またさらにいろんな子供たちが遊べるような公園づくりをしていっていただきたいなというふうに私は思っております。

部活動も、これから指導者不足、子供たちの不足ということで、団員数も非常に少なくなっていくところがありますので、その辺の周知もしっかりと、市のほうでも団員の増加や小学校、中学校へのアピール等も含めて進めていっていただきたいなというふうに思っております。

道の駅の公園につきましては、ドッグランとかいろんな新しい施設も整備されております。木曾三川公園のこちら側のサッカー広場も全然使えるような公園でございますので、ああいったところを一体利用していただいて、こちらの駐車場から歩いて行くとか、向こうの駐車場へ止めてこっちへ歩いて行くとか、そういった混雑時には橋渡しの道路とか、案内板とかということも今後は必要になってくると思いますので、木曾三川公園と道の駅の都市公園等の連携した公園づくりというのも未来の子供たちのためには必要じゃないかなというふうには思っております。そういったことも一つ一つ市のほうに細かく御要望していきたいと思っておりますので、今後とも子供たちの遊び場、居場所、運動できる場所づくりを広めていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問とさせていただきますと思います。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

3番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時45分とします。

午後1時35分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の13番・近藤武議員の質問を許します。

近藤議員。

○13番（近藤 武君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、道の駅周辺整備計画について、市の方針などについてお伺いいたします。

私自身、道の駅に関連した質問が昨年度から続いておりますが、確認の意味も含めよろしくお伺いいたします。

現在の道の駅は、平成16年度に旧立田村により整備され、間もなく20年を経過しようとしております。各施設の経年劣化による老朽化などもあり、現在の施設の刷新及び機能強化の必要性を大いに感じるところであります。

市内最大の集客力を誇り、市の観光拠点及び情報発信拠点の機能強化などがどのようにされるのか、議会議員の一人として、また一市民としてとても注視している事業であります。

特に、道の駅として必須な施設であり、来場者のほとんどの方が利用されるトイレは、女性及び子育て世代の利用者の目線が重要であり、高齢者を含めあらゆる年齢層の方が快適に利用できるバリアフリーに対応した明るく清潔なトイレを提供することにより、その施設の評価が大きく左右されることは言うまでもありません。

また、併せて整備される都市公園は、既存ストックである花はす田を有効に活用した公園が整備されることで、道の駅との相乗効果によるにぎわいのある集客力の高い観光拠点になると考えられます。単なる公園ではなく、愛西市を象徴する都市公園が整備されることを強く望んでおります。

道の駅周辺整備計画では、令和4年度に主な施設の実施設設計が進められており、その全容及び方向性が明確になってきているのではないかと考えております。

そこでお伺いいたします。

令和4年度に実施した道の駅周辺整備事業の実施設設計において、どのような点に注力して設計がなされたのか、また基本設計時からの計画の方向性が変更された箇所はあるのか、お尋ねいたします。

以上、一括質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

本事業の実施設設計は、既存施設である道の駅や花はす田などを活用し、多くの方に快適に御利用いただける観光拠点施設の創設に向け、利用者のニーズに配慮した内容としております。

また、各施設の規模や配置などにつきましては、基本設計の成果に基づき現地測量や地質調査結果、あと関係機関との協議内容を踏まえた設計を行うとともに、既存の道の駅の機能を停止させることのないような発注計画を立てております。

基本設計時から整備コンセプトの変更はありませんが、民間事業者へのサウンディング調査結果を踏まえまして、花はす田の形状の変更や芝生広場の拡大、パーゴラ、ベンチを増設するとともに、遊具広場においてはインクルーシブ遊具を設置する予定をしております。以上です。

#### ○13番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、道の駅周辺整備計画について再質問をさせていただきます。

一括の先ほどの答弁で、実施設設計における道の駅周辺整備事業の考え方が分かりました。

ここからは、もう少し細かく実施設設計の中身について再質問をしたいと思います。

モニターを見ていただければと思います。

こちらは、愛西市のホームページにアップされました道の駅のパース図であります。

鶺鴒川を挟み、右側が西ゾーンの道の駅と都市公園、左側が東ゾーンの花はす田を生かした都市公園であります。

グランドオープン時の全体のイメージを視覚的に捉えることができる資料となってきている

のではないかと考えております。お時間があるときに、愛西市のホームページを検索して御覧  
いただきたいと思います。

それでは、再質問へ移りたいと思いますが、まず東西両ゾーンにある都市公園の整備につい  
て、どのような整備を予定しているのか、特色のある施設などがあればお聞かせください。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

都市公園整備は鵜戸川を挟んで西ゾーンと東ゾーンで造成工事を区分しております。

東ゾーンでは、令和5年度から令和7年度までの3か年で造成工事を完了する予定です。

なお、令和6年度に建設予定の観光拠点施設については、グランドオープンに先立ち令和7  
年度に供用開始をする予定です。

西ゾーンでは、既存の農産物直売所及び24時間トイレの継続的な運用を考慮し、令和5年度  
と令和6年度の2か年で1次造成工事を行い、農産物直売所及び24時間トイレがリニューアル  
された後、令和7年度に仕上げとなる2次造成工事を行います。

今回の都市公園整備の特色としては、東ゾーンでは市の花であるハスを楽しんでいただける  
花はす田を中心とし、市の魅力を発信する飲食スペースのある観光拠点施設、誰もが集い、遊  
ぶことができるインクルーシブ遊具の設置、公園の全景を楽しむことができるはす見の丘、市  
の特産農作物を収穫体験できる収穫体験施設のほうを整備いたします。

また、西ゾーンでは道の駅エリアに直接往来できる公園整備とし、愛犬と共に楽しむことが  
できるドッグラン、臨時的駐車場としても利用できる多目的広場を整備いたします。以上でご  
ざいます。

**○13番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

都市公園の整備計画として、既存ストックの花はす田の活用はもとより、観光拠点施設によ  
る愛西市の特色の発信やあらゆる子育て世代に愛される仕掛けが設けられていることが分か  
りました。

特にインクルーシブ遊具の設置は、誰もが集い、遊ぶことができ、現在の多様性を認め合う  
社会にマッチしたスペースになるのではないかと考えております。

それでは次に、道の駅リニューアルについて質問をさせていただきます。

どのような整備を予定しているのか、特色のある施設などがあればお聞かせください。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

道の駅のリニューアル整備につきましては、令和5年度から令和7年度までの3か年で整備  
を完了する予定です。

具体的には、令和5年度は新たな24時間トイレと駐車場を整備し、令和6年度には新たな農  
産物直売所とイベント広場等を整備、令和7年度には管理事務所とフードコートなどを整備す  
る予定です。

道の駅は、設置目的として3つの基本コンセプトがございます。

1つ目は駐車場、トイレなど道路の利用者のための休憩機能、2つ目は道路情報や観光情報

など道路利用者や地域のための情報発信機能、3つ目は活力のある地域づくりとしての地域連携機能です。

道の駅のリニューアルにつきましては、休憩機能の整備として24時間トイレの新設、乗用車及び二輪車の駐車スペースの拡張のほか、子育て応援としてキッズトイレ、授乳室、ベビー休憩室を新たに整備いたします。

また、情報発信機能としては、令和5年4月に開所いたしました観光案内所、あと道路情報コーナーを新たに整備し、地域連携機能としては、販売商品の拡充や買物しやすい動線を確保するために農産物直売所の売場面積を既存の170平方メートルから約350平方メートルに増床するほか、フードコートやイベント広場を新たに整備いたします。以上でございます。

### ○13番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

清潔で安全であり、子供たちも楽しんで利用することができる24時間トイレや現在の産直施設をクローズすることなく、農産物直売所を建設することも確認できました。

道の駅周辺整備事業は、愛西市が今まで取り組んできた事業の中でも最大スケールの規模で実施する市の一大事業であるということはいまでもありません。

昨今の社会情勢の変化などに伴い、事業費もいまだかつてない規模であることは令和5年3月議会の一般質問でも話題としたところでもあります。

令和5年3月議会の市の御答弁では、総事業費約49億2,000万円、その財源として国庫補助金約5億3,000万円、合併特例債約39億9,000万円、一般財源約4億円との試算であるとの御答弁がありました。

物価高騰の影響による建築資材及び人件費の増額など、合併特例債を最大限活用することによる一般財源の圧縮など、市としてこの事業を進めていく上での努力が感じられるところだと考えております。

そこで、再度質問をさせていただきますが、合併特例債などを最大限活用することにより、一般財源での対応を最小限にしたとのことですが、合併特例債の償還による実質負担額の見込みと後年への影響について、市としてどのように考えているのか、また道の駅周辺整備事業に活用される特定財源、例えば国庫補助金や合併特例債をほかの福祉や教育事業で活用できるのかお尋ねいたします。

### ○総務部長（近藤幸敏君）

合併特例債は、合併した市町村が新市建設計画に基づく令和7年度までの事業に借入れができ、借入額の70%が交付税措置される大変有利な起債でございます。

市の負担額をできる限り抑えるよう、道の駅事業のうち約40億円について、この有利な合併特例債を活用することいたしました。これにより、現段階で一般財源を含む市の実質負担額は約16億円を見込んでおります。

この起債額を全て同一年度に借り入れるわけではなく、事業の進捗に応じ、今後各年度の起債額を決定していくこととなります。そのため、事業の進捗状況にもよりますが、現計画にお

ける後年への影響については、過去に借り入れた事業の償還終了による減少要因もあるため、償還額がこれまでに比べ大きく膨らむということはありません。計画的な起債により、事業費負担の平準化が図られるものと考えております。

また、道の駅周辺整備事業においては、国庫補助金や合併特例債の活用により市の実質負担を最小限とする計画としています。

道の駅周辺整備事業における国庫補助金は、本事業の目的に合致することを要件に補助金の交付が可能となるものであり、道の駅周辺整備事業以外の事業に活用することはできません。

また、合併特例債については、新市建設計画に基づいた、かつ令和7年度までの事業が対象であるため、道の駅事業については有効に活用することができる財源であると言えます。以上でございます。

### ○13番（近藤 武君）

ありがとうございます。

新市建設計画に基づいた道の駅周辺整備事業として、合併特例債を有効に活用したことが分かりました。道の駅及び都市公園が未永く多くの方々に愛される施設となるよう、整備を推進していただきたいと思っております。

整備計画では、令和7年度末に整備を完了し、令和8年度にグランドオープンを迎えるわけですが、全ての整備を今後3年弱で進めなければなりません。計画に沿ったハードの整備も重要ではありますが、グランドオープンに向けた準備も必要になってくると考えます。

そこで質問させていただきますが、令和8年度のグランドオープンに当たり、市としてこの施設のセールスポイントはどのようなところであり、それをどのように発信していく予定なのかお尋ねいたします。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅周辺整備事業は、幅広い世代に好まれる観光情報発信拠点を目指します。また、都市公園に訪れた方々が道の駅に立ち寄り、地元農産物に触れていただくことなど、道の駅と都市公園を一体的に運営することにより相乗効果が見込まれることがセールスポイントでございます。

令和8年度のグランドオープンに向けて、市のホームページ内に特設ページを開設いたしまして、SNSを活用して広く情報発信をするほか、市観光協会とも連携しつつ本施設の魅力を積極的にPRしていきます。以上です。

### ○13番（近藤 武君）

ありがとうございます。

セールスポイントの発信については、既存の媒体を活用してPRすることはもちろんのこと、現在道の駅地内には観光案内所もオープンしたところでもありますので、市観光協会の担う役割も重要になると考えられます。

現在の道の駅の指定管理者である立田ふれあいの里運営連絡協議会は、令和6年度までの指定管理期間で、令和7年度からは新たな指定管理者を選定するとお聞きしております。

立田ふれあいの里運営連絡協議会の皆さんの今までの御尽力に敬意を表すとともに、新たに指定管理者に選定される方に対しましては、ぜひ今まで以上の発展に御尽力いただきたいと思いますと考えております。

そこで質問させていただきますが、令和7年度からの新たな指定管理者の選定についてですが、どのように進める予定なのか、また募集の流れや募集内容の詳細について、現時点での内容で分かる範囲でお聞かせください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

今後、道の駅及び都市公園を一括管理していただく指定管理者を選定し、令和7年度から10年間の指定管理期間の開始を予定しております。

本事業は、設置管理許可制度を活用することにより、民間事業者に投資を前提として提案を求めることに加え、新規メニューの開発やイベント開催など、他の指定管理者制度導入施設と比較いたしますと、民間事業者のノウハウの発揮が期待される事業スキームであることから、指定管理期間を10年と設定するものでございます。

募集内容につきましては、現在実施方針など詳細を検討しております。

指定管理者選定の令和5年度のスケジュールといたしましては、7月中に市ホームページに事業概要などを示した実施方針を掲載し、10月に管理概要や要求水準などを示した募集要項を公表いたします。その後、11月中に募集受付を開始し、令和5年度中に指定管理者を選定する予定でございます。以上です。

#### ○13番（近藤 武君）

ありがとうございます。

新たな指定管理者には、道の駅及び都市公園を一括して管理していただくこと、また今年度の夏には新たな指定管理の実施方針が公表され、冬には指定管理者の募集が開始されることが分かりました。

新たな指定管理者の募集に当たっては、管理区域を維持管理していくために必要な費用積算が応募の可否に大きな影響を与えるのではないかと考えております。

そこで質問させていただきますが、市としてグランドオープン後のランニングコストについて、どのような想定をしているのか、またほかの施設や他の自治体の公園などのランニングコストを参考にしてお聞かせください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅及び都市公園は、今後決定する指定管理者において一体的に維持管理されることとなり、グランドオープン後に市が負担するランニングコストは指定管理者へ支払う指定管理料として発生をいたします。

指定管理料につきましては、今後指定管理者との協定により決定をすることから、協定を締結する前に具体的な金額を示すことはできませんが、算定手法としては、都市公園区域に要する年間維持管理費をベースとして、ここに道の駅区域の収益の一部を還元することで指定管理料の軽減を図ることを考えております。

道の駅区域の収益からの還元額につきましては、指定管理者の経営手法やコスト意識によるところが大きく、現時点で正確に把握することは困難ですが、指定管理者が適正な維持管理が継続できる範囲において、市が負担するランニングコストが縮減できるよう、指定管理者との契約内容を検討してきます。

なお、市の施設で主なものとしては親水公園がありますが、公園の規模や、あと施設内容が異なるため比較できませんが、参考として、年間の指定管理料は約1億1,000万円でございます。

また、津島市の天王川公園の令和5年度予算書では、指定管理料として6,050万円の計上となっております。以上でございます。

### ○13番（近藤 武君）

ありがとうございます。

グランドオープン後の市が負担するランニングコストは指定管理者へ支払う指定管理料であること、都市公園区域に要する年間維持管理費をベースとして施設からの収入等を勘案して指定管理料を決定することが分かりました。

新たな施設を管理運営するために必要な経費として決して安い額ではありませんが、公園の維持管理にはどの自治体にも相応の費用を必要とするものであり、新たな指定管理者の運営努力を期待するところではないかと思っております。

それでは、グランドオープンに向けた準備作業として最後の質問とさせていただきますが、このリニューアル後の道の駅や都市公園の名称について、市としてどのようなお考えがあるのかお尋ねいたします。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

現在の道の駅は、市の条例により立田地域交流拠点施設として運営をされており、新たな都市公園は愛西市花はす公園として都市計画決定がされております。

道の駅周辺整備事業では双方を一体管理することにより、市外に方々にもすてきな道の駅のある愛西市と容易に連想していただけるような、愛西市を象徴する観光拠点を創造し、知名度の向上や来訪者の増加を目指して実施をしていきます。

そのため、リニューアル後の道の駅及び都市公園の名称につきましては、愛西市の魅力が伝わる、覚えやすい、親しみやすい名称とする必要があり、特に次世代を担う若い人たちの意見やアイデアを取り入れつつ検討をしていくことが重要であると考えております。

今後、グランドオープンに向けて広くPRしていくためにも、早い段階で新たな名称を設定できるよう鋭意努力してまいります。以上です。

### ○13番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

新たな名称の募集に当たり、今後の愛西市を担う若い人たちの意見を取り入れることなど、市民の皆様にも末永く親しんでいただける名称になることを私も期待したいと思っております。

今回は道の駅周辺整備計画について一般質問をさせていただきました。今後の整備計画やグ

ランドオープンに向けた考え方についてお聞きいたしました。

本市の一大プロジェクトである道の駅周辺整備事業が着実に進み、その全容が明らかにされたことで、市民の皆様にも事業に対する期待感もあふれてきたのではないかと感じております。

また、事業推進に必要となる財源につきましては、総事業費約49億2,000万円に対し、国庫補助金や合併特例債を有効活用することで市財政への負担を約4億円と最小限にするとともに、計画的な起債により市の実質負担額約16億円を平準化し、後世への負担を軽減する努力がなされていることが分かりました。

この事業に特化した特定財源を有効に活用することにより、スケールメリットを生かした事業展開になっていると考えております。

新たにオープンするこの施設が将来にわたり市民の皆様にあわれ、誇られる施設となることとともに、本市のPR、本市の交流・流動人口の増加、地場産業を含めた産業の発展などを願ひ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（杉村義仁君）

13番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時25分といたします。

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

#### ○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の16番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡議員。

#### ○16番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、愛西市まちづくりの現状についてと有害鳥獣駆除について質問をさせていただきます。

愛西市まちづくりについて伺います。

昨今、自治会の在り方が騒がれており、自治会加入者数も年々減少しております。その理由の幾つかを上げますと、共働き世帯の増加により、自治会活動を負担に感じる人が増えていること、会費未払いの金銭的な負担、役員の高齢化、次世代担い手不足、昔からのやり方を継続しているため、会合の進め方や会計一つにしても自治会ごとに違うことから、会計処理の非効率さがあること、SNSやインターネットの普及にも関わらず回覧板を回すことの煩わしさを訴える世代がいること、個人情報取扱い強化に伴う配慮などで昔からのやり方では無駄が多く、役員や会員の負担になっています。時代に合った運営方法を考えていなければ、加入する人はますます減少し、自治会自体の継続が難しくなると思われまます。

しかし一方、高齢化が進む中において、防災に至っては自主防災組織が、住人の互助が重要になっています。ほかにも地域一斉のごみゼロ運動といった環境美化運動、子供たちの登下校

を地域での見守りなど、地域住民が安心して暮らせるまちづくりにとってこの自治会活動はなくてはならない大変重要なものです。

そこで伺います。

自治会に未加入世帯とその対応は、また役員の高齢化及び次世代担い手不足の対策は、この2件についてお答えください。

人口減少・少子高齢化の時代を迎え、人々のニーズや地域課題は複雑多様化しています。このような中、従来のように行政のみがサービス提供の担い手となるまちづくりの在り方は、継続が困難になってきました。市民参加というテーマにおいて、地方分権、住民ニーズの多様化、そして財政の逼迫といった社会的背景により、協働の必要性が言われるようになっております。

そこで伺います。

市は市民と連携・協働としてのまちづくりをどのように推進してきたかお尋ねいたします。

また、市は地域のまちづくりを市民主体の事業を行う場合、どのような仕組みがあるかお尋ねいたします。

1番をちょっと見せてください。

皆様方にもちょっと資料としてお渡ししたんですが、我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療、福祉施設、消防施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクト・プラス・ネットワークを考えて進めていくことが重要です。

このため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

皆様方のお手元にあります、初めに立地適正化計画について、これが制度のイメージであって、こちらに集中して駅の周りに実際福祉施設、病院、いろんなものがそこに集まって生活環境ができるような仕組みです。

それで、1枚めくっていただきまして、最近、平成26年に制定され、現在、令和4年12月現在で470団体が計画をつくって、174団体が今作成中でございます。

1枚めくっていただきまして、愛知県のところをちょっとお願いします。

愛知県、この地域ですが、この計画を作成しているのが、津島市、弥富市が立地適正化計画を策定していますが、愛西市も作成する考えがないかお尋ねいたします。

次に、環境省によると、北米原産のアライグマは1962年に愛知県で確認後、野生化と自然繁殖が確認され、全国に生息域を拡大しました。農産物被害や自然生態系への影響も強いことから、特定外来生物に指定されています。愛西市の住民から、農作物の被害や住民の屋根裏に住み着き、犬の餌を取られるという被害までも発生しております。

そこで伺います。

愛西市の有害鳥獣の被害状況とその対策を伺います。

以上、総括質問として御回答をよろしくお願いいたします。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

私からは、大項目の愛西市まちづくりの現状についてを順次御答弁させていただきます。

1点目、自治会未加入世帯数とその対応はについてですが、令和4年度に実施した自治会、町内会に関する調査によりますと、加入世帯数2万197世帯に対して自治会未加入世帯はおおむね3,000世帯と思われま

す。未加入世帯に対する対応につきましては、自治会や住民から相談があった際には、自治会の役割や必要性について説明し、自治会への加入を勧めています。

続きまして、役員の高齢化及び次世代の担い手不足対策であります。

役員の高齢化や担い手不足は、多くの自治会で問題となっていることは認識しています。問題解決に向け、令和2年度より地域での話し合いを通じて解決していく仕組みづくりを進めています。要望があれば地域に出向き、自治会運営や役員の選出方法、行事等の見直しを提案するなどして支援を行っています。

続いて、市民と連携・協働してのまちづくりをどのように推進してきたかについてです。

第2次総合計画では、まちづくりの基本理念の一つとして協働によるまちづくりが上げられ、全ての取組において自助・共助・公助の役割分担の明確化、市民参加の仕組みづくり、市民主体の地域づくりの視点を持ち、事業を推進しています。

協働のパートナーとして勝幡学区をモデル地区として、問題解決に向けた持続可能で自立した地域をつくるための支援を行ってきました。地域が目指す将来像を上げ、その将来像を達成するための取組が行われています。

また、市と市民による協働事業として、納涼まつりやあいさいさん祭りがあります。市民が主体となって実行委員会を組織し、協働により実施しています。共に考え、力を合わせ取り組むプロセスが協働によるまちづくりの原動力となっています。

最後に、地域のまちづくりを市民主体で事業を行う場合、どのような仕組みがあるかについてです。

市では、主体的に地域づくりに取り組めるよう地域へ出向き、持続可能な地域コミュニティづくりの支援に取り組んでいます。また、地域の担い手の確保や地域資源の活用により、市民主体の地域づくりを推進するため、市民活動団体が行う自発的かつ公益的な活動に要する費用に対して、市民活動支援公募事業補助金を交付しております。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、立地適正化計画の作成はということでございます。

立地適正化計画は、平成26年の都市再生特別措置法の一部改正により、市町村においても策定が可能となりました。人口減少・少子高齢化が進む状況におきましても、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、具体的な推進計画として位置づけられております。

本市では、市内の鉄道駅を中心とした既成市街地周辺部のうち、優先的に市街地整備を進めるべき拠点の選定を現在行っている段階であり、今のところ計画策定の予定はございません。

続きまして、大項目2点目の有害鳥獣駆除について、その被害と対策ということでございます。

愛西市におけるアライグマやヌートリアなどの有害鳥獣による被害は日常的に発生しており、令和4年度の被害状況は、稲、麦類、豆類、果樹、野菜で被害面積50アール、被害量1,041キログラム、被害金額23万9,000円でございます。

有害鳥獣による被害対策といたしましては、愛西市猟友会に駆除を依頼し、農作物の被害防止を図っております。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

自治会については、ある町内の方から、30世帯ぐらいかな、その町内が全部町内から抜けたと。どうして抜けたんですかと聞いたら、もう役員をやりたくないとか、新しい住宅で役員なんかやりたくないということで町内から抜けられたということです。

そういうことから、やはり実際自治会に入る目的、いろんなことで一つ言えるのは、先ほど言いましたように、いろいろ地域でも活動してみえるんですが、災害が最近ないということもあって、やはり隣同士の交流も少ないということで、あと自治会に入れないとか、入らない子供さんの対応の仕方、町内でイベントをやると、お宅の子供さんは町内に入っていないからお菓子を渡せないですよということもあるみたいです。

だから、僕が税務課に聞いたら、愛西市に住民票を移しますと、自動的に税金は市県民税、市から取られるわけです。あと町内に入りますと、それは住民票を移しておるか移していないか分かりませんが、そこに住んでみえる自治会の会長さんが伺いますと、私は入りませんと。やはりそういう災害があったときにどういう対応をするかも一つの課題ですので、何かそういうことの対策を市として何か考えていただきたいということです。

それで、自治会が高齢化になって、皆さん御存じのように、民生委員とか保護司の成り手不足が全国に広がっておるわけですね。

そんなようなことで伺います。

市は民生委員や保護司の現状とその対策をどのように行っているかお尋ねいたします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

民生・児童委員の成り手不足は全国的な課題となっており、本市も後継者選びに苦慮しています。

対策としましては、75歳未満という委員の年齢制限を緩和するよう県に要望を上げるとともに、市での活動では定年延長や価値観の多様化などを考慮し、これまで65歳以上の高齢者世帯を対象とした世帯調査を75歳以上の高齢者世帯と見直しするなど負担軽減に努めています。

また、保護司も同様に成り手不足の課題はあります。

担っていただく業務が犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアとい

う特殊な業務のため、前任者の推薦も含め慎重に人選を行っています。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

これも以前は民生委員さんは、失礼ですけど、敬老式の折にいろいろ配付したり、いろんな地域の問題はそうなかったんですが、今、民生委員さんも児童委員という立場もあって、地域の課題がいっぱいあり、いろいろな世代の方に協力をさせていただいておると。

ある民生委員さんがお独り暮らしのところ、これも相談があったんですが、お訪ねしたらちょっと倒れておった状態で、自分でタクシーを呼んで病院に行って、病院に行ったら、その数日後に亡くなった。そうすると、その身内の方からいろいろあだこうだ、何で病院へタクシーで連れて、救急車を何で呼ばなかったとか、善意を持ってやったことがそういう批判を浴びる。そういうことであれば民生委員を辞めようかなとか、いろいろ市からお願い事でやってみえると思うんですが、やはりそういう御負担が今多い昨今、保護司でもそうですよね。実際そういうことをいろいろそれぞれの民生委員さん、保護司の立場になって市がどのように協力したらいいかということで、一層御協力のほうをよろしくお願いします。

次に、地域のまちづくりについて、先ほどモデル地区で勝幡というところがあるんですが、昨年もマルシェの関係でイベントをやられて、今回も勝幡地区で6月11日、勝幡地域づくりイベントということで勝幡ふれあいマルシェ、6月11日、雨天は延期で18日、これは勝幡ふれあいマルシェ実行委員会というところで勝幡地区コミュニティ推進協議会というところが行っているんですが、実際私も昨年行って、にぎやかにやってみえました。

そこで、愛西市の駐車場、それとか佐織庁舎の警察が撤去されて今広々とあるんですが、そこを業者にキッチンカーなど移動販売ができるようなことは考えられないかお尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

駐車場の一部を民間業者によるキッチンカーなどの移動販売をという御質問ですが、キッチンカーなどの移動販売に関しては、市が共催するあいさいさん祭りや行政財産目的外使用により市役所の敷地内の一部で行った実績がございます。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

あいさいさん祭りも昨年実施されて、すごく盛大で、強いて言うなら、ある店舗なんかは午前中に完売しちゃったとか、すごいにぎやかなイベントだと僕は思いました。

そんなような形で、実際いろんな施設へ行きますと、ある病院、1万人ぐらいお見えになるんですが、そこにキッチンカーが数台あって、1万人の方がそのキッチンカーのいろいろな食べ物を昼のランチに食べたり、私が思うのは、この愛西市の駐車場とか佐織庁舎、そういうところで定期的にやって、にぎわいのあるまちづくりもしたらどうかなあということで、藤浪駅も何か計画でキッチンカーがやるような計画図を私は見させていただいたんですが、そんなようなことができるようなまちづくりをお願いします。

次に、愛西市も高齢者の方が多くお見えになるんですが、その高齢者がいつまでも元気で生き生きと生活ができる目的で、介護予防サポーター事業等が全国で行って見えます。このサポ

ーター事業の実施の考えがあるかないか、市のほうにお尋ねいたします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

介護予防サポーター事業とは、地域で実施している介護予防事業の補助スタッフとしてボランティア活動することで、介護予防の知識・技術を習得し、地域でのリーダー的役割を担い活動ができる人材の発掘、取組を目指すものです。

高齢者が介護予防サポーターとして地域の高齢者支援事業に参加することで、サポーター自身の介護予防、生きがいづくりにもつながることが期待できます。

主に通いの場（サロン）での活用になると考えますが、参加者の主体性を損なわないように、またどの場所でも公平な支援ができるようになど、仕組みづくりが必要だと考えています。

サポーターを養成、活用するには、位置づけ、役割、継続性をしっかり議論する必要があり、今後の課題と考えています。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

いろいろ高齢者問題と言っては失礼ですけど、やはり元気な高齢者の方も見えます。それで、地域がそういうサポーターで元気な人が少しの報酬でその家へ1時間行って会話したり、いろいろ活動する。やっぱり地域は地域でそういう活動をするような地域づくりも一つの方法じゃないかなと。

その中で、これは皆さんにもお渡ししてあるんですが、4番目をお願いします。

ボランティアポイント制度という制度が、今、日本全国で行われております。市町村全体の34.1%、593市町村がこういうポイント制度を実施しております。

この介護保険制度を活用したボランティアポイント制度については、平成19年度から地域支援事業実施要綱の改正を行うとともに、介護支援、ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について、平成19年5月7日付、厚生労働省老健局介護保険課長ほか連名事務連絡を发出し、市町村の裁量により地域支援事業交付金を活用して介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを交付することが可能となりました。

平成26年の介護保険法改正により、地域支援事業における介護予防事業、一次予防事業及び二次予防事業を再編し、通いの場の取組を中心とした一般介護予防事業を創設しました。

一般介護予防事業のうち、住民主体の通いの場の介護予防活動の支援・育成を行う地域介護予防活動支援事業の枠組みを活用し、通いの場づくりの担い手の確保や参加を推進する目的で介護予防に資する取組への参加ボランティア等へポイントの付与を行うボランティアポイント制度も行われております。

令和元年度実施分で見ると、介護予防に資する取組への参加ボランティアへのポイント付与を実施する市町村は、先ほど言いましたように、34.1%の593市町村が実施しておると。

それで、ポイントがたまってある程度ためますと、市からある自治体は3,000円の商品券がもらえたり、やはりそういうことで、これも一つの先進地へ行って、市もやっていただきたいと思うんですが、介護保険制度を活用したボランティアポイント制度を行う考えはないかお尋ねさせていただきます。

### ○保険福祉部長（人見英樹君）

地域課題を整理し、何が不足しているのか、目指す姿は何かの分析が必要で、介護予防サポーターと同様、今後の課題と考えています。以上です。

### ○16番（山岡幹雄君）

私も今年68歳で、あと2年で70になって、75になると後期高齢になるんですが、実際やっぱり、今は元気でいいんですけど、いつ何どき皆さんから、地域の方から介護を受けるか分かりません。だから、やっぱり地域がそういうことで、我々元気な者がこういうポイント、それからサポーターができるような仕組みをすると、やはり地域の方も、ああ、これはいいことだなあとということで多分される方が徐々に増えてくると思いますし、あと会話もそういうことでできるわけですね。あと隣近所とか、先ほど最初に言いました、災害があったときに、ああ、あそこは独り暮らしだからとか、災害弱者ができないような地域づくりも一つのこういう交流の下できるかと思しますので、御検討をよろしくお願いします。

次に、これもまちづくりの関係で、国交省は20年度にまちなかウォークブル推進事業を新設し、推進都市を財源面で支援する。車中心から人中心の空間に転換するため、町なかで街路や公園・広場など復旧・利活用する自治体に対して必要な経費の半額を国が援助する仕組みです。ハード整備については、社会資本整備総合交付金が支出されます。

推進都市は都市再生整備計画でまちなかウォークブル区域を定め、街路を拡張して広場に替えたり、公共空間に芝生を取り入れたりするなど、具体策をまとめる。22年6月時点で73自治体が同区域を設定し、公表しております。

区域内で歩道や店内が一体となった屋根やオープンカフェを商店街、商業施設など民間事業者に補助金制度があり、予算は20年度が1億5,000万、21年度が2億2,000万、22年度が3億と、今どれぐらいになっているかちょっと分かりませんが、これは実際そういう補助もありますので、先ほど出ました立地適正化計画についても、竹村議員の質問にもありましたが、愛西市は駅が8つもあると。じゃあ、どこの駅をどういうふうにかつこうコンパクトなまちにするんだということで、駅が多過ぎるもんですからなかなか難しいかと思うんですが、その辺も将来20年、50年後、そういう形でできるようなまちづくりをお願いしたいんですが、最後になりますけど、これも一覧ということで、令和5年4月30日現在、愛知県も名古屋市をはじめこの海部郡ではないんですが、多くの自治体が参加しております。

市にお尋ねしたいんですが、まちなかウォークブル推進事業に参画する考えはあるかないかお尋ねいたします。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

令和5年度のまちづくり支援事業で、優先的に市街地整備を進めるべき駅前生活拠点の候補地選定をする予定であり、選定された拠点においてまちなかウォークブル推進事業をはじめ、様々な国の財政支援制度の活用について検討してまいりたいと思います。以上です。

### ○16番（山岡幹雄君）

先ほどから選定されるということですが、一つの例を挙げますと、佐屋駅も今度整備される、

その近くに道の駅が今計画してみえる、やはりそれじゃあそこを中心にするかどうかというのはそれぞれ市の考え方があるんですが、実際やっぱりそういう将来に向けて計画して、愛西市の、8つも駅があるもんですから、どこの駅が一番ベターなのかなということも将来考えていただいて、そういう計画をお願いしたいと思います。

次に、有害鳥獣駆除の関係で再質問に入らせていただきます。

鳥獣被害が農業用施設に対する被害に加え、人身被害や交通事故の発生など、広域化・深刻化していることに対応するため、鳥獣被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展、農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成19年に制定された鳥獣被害防止特別措置法は法律であります。

そこで、いろんな自治体が、被害防止計画を策定している自治体が多いんですが、愛西市にその鳥獣被害防止のための計画の策定の考えはあるかないかお尋ねさせていただきます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

被害防止計画は、鳥獣被害防止特措法に基づき策定するものでございます。

鳥獣被害防止特措法は、現場に最も近い市町村が農林水産業被害対策の中心となりまして、主体的に対策に取り組めるよう、農林水産大臣が被害防止対策の基本方針を策定しており、その基本方針に則して市町村が被害防止計画を作成することで、地域の実情に即した対策が実現可能となり、効果的な被害防止が図られることが期待されるものでございます。

愛西市におきましては、愛西市猟友会の協力により鳥獣被害の対応はできているというふうに考えておりまして、現時点では被害防止計画の策定は考えてはおりません。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

この地域はそう農産物の被害はないと思うんですが、やっぱり山間部だと猿とか、あとイノシシ、鹿、いろんなやっぱり。あとこの地域は鳥のムクドリや何か、葉っぱとかいろんなものを食べていかれる。一番ひどいのは人間、黙って持って行ってしまわっせるもんで。

この間うちの近所の方が、友達に土のついたネギと野菜をかごに入れて自転車で友達の家に行こうとしたら、警察に止められて、これは何ですかと。要するに土がついておるもんで、多分盗んでいったんじゃないかなと疑われて、私の家に来てちょっと怒ってみえて、何で私が警察に止められて、私の野菜を持っていこうとしておるのにと。やっぱりそういう被害が結構多いもんですから、それも取締りをしてみえる警察もやっぱり見た目でやられるんですが、鳥の被害、人間の被害も結構あるんですが、やっぱりモラルがちょっと悪いかなということです。

それで、市の現在、多分猟友会の方がやってみえるという有害鳥獣駆除はどのように行っているかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

市の猟友会に駆除のほうを依頼しておりまして、令和4年度の駆除の件数につきましては37件ということでございます。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

37件あるということで、ある報道機関で、まず猟友会の方は資格を持ってみえますので、捕

獲器を持って、そこで捕獲できる場所でもってやるんですが、ある報道機関で、狩猟免許はなくても特定外来種のアライグマを捕獲できる市民ハンター制度を導入した自治体があります。

市民の方がそういう研修を受けて、捕獲器を持ってやったら、失礼ですけど、アライグマやなんかが10倍になって捕れたと。一応法的に個人で捕獲器を持っていくことは駄目なんですわね。猟友会の方が言われて持っていく。おりにアライグマ等がおったら、それを猟友会の方が運んでいただくということです。

市も市民ハンターの導入の考えがあるかないか、お尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

市民ハンター制度は、特定外来生物による農林水産業などへの被害を防除するため、平成17年6月に施行されました特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特例措置でございます。

愛西市では、愛西市の猟友会の協力により鳥獣の被害の対応はできていると考えておりますので、現時点では市民ハンター制度の導入は考えてはおりません。

今後につきましては、鳥獣被害の深刻化も想定いたしまして、市民ハンター制度に関する情報収集に努めてまいりたいと思います。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

そういう被害が発生しましたら、一応その市民ハンター制度という制度もありますので、よろしくをお願いします。

最後に、市長にちょっと2点ほど、先ほど私が説明いたしましたボランティアのポイント制度と、先ほど市民ハンター制度について、市長の御意見を伺いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から2点について御答弁させていただきます。

まず1点目は、ボランティアポイント制度についてだというふうに思います。

御承知のとおり少子高齢化の進展によりまして、介護を必要とされる方々は増える一方、介護を提供する方々の人材不足は今後さらに、現状もそうではございますけれども、今後さらに深刻になってくるというふうに思っております。

その一つの解決策として、介護保険制度を活用したボランティアポイント制度が創設されているというふうに認識をしております。

こういった取組によりまして、必要なサービスを必要な方々に提供できる幅が広がることは、市としても必要だというふうに思っておりますけれども、制度内容につきまして、また協力していただける方々の状況等をしっかりと把握しながら、市としては取り組み、研究をしていかなければならないというふうに思っております。

続きまして、市民ハンター制度の導入ではございますが、現在、先ほども答弁させていただいておりますが、猟友会の御協力によって対応させていただいておりますけれども、やはりこういった件につきましても、特定外来生物というものは非常に多く市内でも生息しているとい

うふうに思われます。

市といたしましては、少しでもこういった被害が増えないよう努力をしていかなければならぬわけですが、やはり猟友会さんの御協力だけでは全て撲滅することはなかなか難しい状況だというふうに思っておりますし、先ほど答弁をさせていただきましたが、市民ハンター制度の活用につきましても、今後研究次第によっては導入できるものであれば、導入することも一つではないかというふうに思っております。

今後は情報収集をしっかりと、どういったメリット・デメリットがあるのかということもしっかりと検討をしていかなければなりませんし、過去にも市において猿が捕獲されたその後の猿の行き場について、非常に困られたという前例もございますので、そういったこともしっかりと研究していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

どうも御答弁ありがとうございました。

愛西市のまちづくり、またいろんなまちづくりがあると思います。その辺のことを職員、将来の50年後、30年後のまちをどのような愛西市にするかということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○議長（杉村義仁君）

16番の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時20分といたします。

午後3時06分 休憩

午後3時21分 再開

#### ○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の17番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松議員。

#### ○17番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、愛西市権利擁護支援センターの役割は、ゼロ歳から2歳児保育料の負担軽減を、子供の弱視早期発見を、新生児聴覚検査に助成をの4つをテーマに質問をさせていただきます。

権利擁護支援センターは、知的障害者や精神障害者、認知機能の低下のために自分で判断する能力が不十分で、契約や財産管理が困難になった方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進や今後の認知症高齢者の増加や障害者の親亡き後の不安、虐待や差別などの権利侵害について相談、支援を行うほか、各種研修やフォーラムを通じて人材の育成や普及啓発を行う窓口で、高齢者や障害者だけではなく、日常生活上の判断をすることに不安を感じたり、将来の生活に不安がある、お困り事があってもどこに相談したらよいか分からない場合など、何でも相談できます。

愛西市でも、令和5年度の当初予算に新規で権利擁護支援センター委託事業費が計上されて

いました。

そこで、愛西市権利擁護支援センターの委託先、設置場所、開設時間、主な業務内容についてお尋ねいたします。

次に、ゼロ歳から2歳児の保育料について、東京都は、結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援策を発表し、2023年度から、ゼロ歳から2歳児の第2子の保育料を所得制限なしで無償化する方針を明らかにしました。

また、静岡市は子育て世帯の経済的負担を軽減するため、ゼロ歳から2歳の第2子の保育料を所得制限を設けず完全無償化し、対象となった子育て世帯から喜びの声が上がっています。

保育料は、3歳から5歳児の場合は国の政策によって無償、ゼロ歳から2歳児は所得、兄弟の就学の状況や何番目の子であるかに応じて自治体によって異なってきます。

静岡市は従来、兄弟全員が保育所などのゼロ歳から2歳児クラスにいる場合は第1子を全額負担、第2子を半額とし、第1子が3歳から5歳児の場合も第2子を半額としていました。また、第1子が就学している場合、第2子の保育料は年収が360万円未満の世帯で半額、それ以上の世帯で全額負担としていました。第3子以降はいずれの場合も無料になりますが、本年度から無条件でゼロ歳から2歳児の第2子以降を無料にしました。これにより半額負担していた家庭では、平均で月額約1万6,200円、全額負担の家庭では平均で、同3万2,500円の軽減となるそうです。

2人の男の子を育てる静岡市在住の女性は、長男が小学校に、2歳の次男が認定こども園に通い、月3万2,500円の保育料を捻出するためにパート先を増やしていたものの、次男が無償の対象になり家計が楽になった。一方、市内で3人の子供を育てる夫妻は共働き、第1子が小学生、2歳の第2子が保育所に通い、昨年8月に生まれた第3子も今月から通う。第2子の保育料月4万2,000円が無償になり、夫婦は負担が減る分、貯蓄や子供の習い事に回すことができ、ありがたいと笑顔で語られたそうです。

また、愛知県においては、小牧市が本年度から物価高騰で出費が増えている子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から2歳児の保育料を所得制限を設けず無償化しました。愛知県内では初めての試みで、全国でも珍しいといえます。これまでは第2子以降の保育料を半額助成していました。3歳から5歳児の幼児教育保育料は、先ほど申しあげましたが、2019年10月から国が無償化をしており、今回の無償化で民間保育施設に通う子供の保育料は全てが無料になりました。従来、市内に住むゼロ歳から2歳児の保育料は月最大4万9,900円、無償化で年間約60万円の負担がなくなることとなります。市幼児教育保育課の担当者は、子供を産み、育てやすい環境を整え、若い世代の定住促進につながればと期待を込めているそうです。

市内に住む女性は、夫と子供2人の4人家族で、美容師として働く傍ら3歳と1歳の姉妹を育てている。長女を出産する際、一度仕事を退職したけれども、次女が生まれ、家計のために再び仕事がしたいと考え、園の利用を申請し、今回の無償化を知ったそうです。おむつ代など、とにかく子育てにはお金がかかり、無償化は本当にありがたいと笑顔で答えていました。

そこで、本市におけるゼロ歳から2歳児保育料の現状と近隣自治体の状況についてお尋ねい

たします。

続いて、子供の弱視早期発見について。

眼鏡などを使っても十分な視力が得られない弱視の子供は50人に1人ほどいるとされ、目の機能が発達する6歳頃までの早期発見、治療が欠かせません。

弱視の発見には、3歳児健診の際、フォトスクリーナーと呼ばれる屈折検査の機器を用いて屈折異常、ピントのずれなどを調べるのが有効です。屈折検査は、弱視につながる遠視、乱視といった目の屈折異常などのリスクを数秒から十数秒の間に自動測定することができ、この検査で精密検査が必要とされた子供を地域の眼科医へ受診につなげることができます。

子供の視覚機能は成長とともに発達し、6歳から8歳までに固まり、その過程で強い屈折異常などがある場合、早期に治療を開始できないと弱視となり、一生涯視力は不良となります。

3歳児健診では、各家庭で簡易な視力検査を行った上で問題があれば健診会場で保健師が2次検査を実施、そこで精密検査が必要な子供を眼科医につなげるのが一般的でありました。

しかし、この方法ではまず家庭での検査に精度の限界があり、弱視などのリスクがある子を見逃してしまうことも少なくありません。

そうした中、2015年以降、簡単に検査できる海外製のフォトスクリーナーが国内で登場し、3歳児健診での検査をしやすくなりました。ただし、機器の価格は1台120万円程度という高価で、購入に慎重な自治体もあり、日本眼科医会の調査では、屈折検査を行う市町村は2021年5月時点の全国平均で約3割にしかすぎませんでした。

しかし、厚労省は2022年度の母子保健対策強化事業予算5億3,000万円で市町村が機器を購入する場合、その経費の半分以上を財政支援することになったため、この事業の実施で機器を配備する自治体も次々に出始め、本市でも2023年4月から実施に至りました。

そこで、3歳児健診で屈折検査を導入した場合、近隣自治体の状況、3歳児に実施する理由についてをお尋ねいたします。

最後に、新生児聴覚検査についての質問をさせていただきます。

生まれつき音を聞くことが困難な難聴児は、1,000人に1人から2人いるとされ、厚労省の調査によりますと、2019年度で新生児の少なくとも1割が聴覚検査を受けておらず、難聴に気づかないまま成長することが懸念されております。

新生児聴覚検査について、公費助成を実施している自治体は2022年度では全体の73.1%に当たる1,741市町村にとどまっています。

岐阜県多治見市は、2021年4月から新生児聴覚検査の費用を助成していて、補助額は検査費用の半額、上限は3,700円だそうです。市や委託する医療機関で検査を受ける際は、助成額を差し引いた金額を窓口で支払う、ほかの医療機関の場合は、全額支払った後で助成額を受け取る制度になっています。

そこで、愛知県における新生児聴覚検査の費用を助成している自治体の状況と、本市で助成を実施する場合の導入費用についてお尋ねいたします。

以上を一括質問とさせていただきます。よろしくお尋ねいたします。

## ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、権利擁護支援センターの御質問に順次お答えします。

委託先は愛西市社会福祉協議会で、設置場所は市役所北側にあります茶色い建物、ふくしの相談窓口において、令和5年7月から開設いたします。開設時間は、平日の8時30分から17時15分です。

主な業務内容は5つありまして、成年後見制度や権利擁護について市民等への周知啓発活動業務、当事者や家族、関係機関からの相談に対応する総合相談窓口業務、家庭裁判所から成年後見人が選任されるまでの手続を支援する各種手続支援業務、後見人等のケースに関する相談対応などをサポートする後見人等支援業務、事例検討会や関係機関とのネットワーク、連携を図るための協議会の開催、運営業務がございます。

私からは以上です。

## ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、ゼロ歳から2歳児の保育料の関係を御答弁させていただきます。

愛西市の保育料につきましては、市民税所得割額により区分した階層に応じて利用者負担額が定められております。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳以上は無償となり、3歳未満児のみ保育料をいただいております。

市民税所得割額が16万9,000円以上30万1,000円未満の世帯の第6階層の標準時間で申しますと、愛西市は月額3万400円となっております。

近隣市で同じ所得区分で比較した場合、津島市は4万6,500円、あま市は3万6,600円、弥富市は4万500円、稲沢市は4万8,000円となっており、愛西市が最も安い保育料となっております。

保育料の最高額で比較した場合であっても、愛西市は3万7,700円、津島市は5万2,000円、あま市は4万8,000円、弥富市は4万5,500円、稲沢市は5万2,000円となっており、愛西市が最も低いものとなっております。

続きまして、子供の弱視の早期発見をというところで、乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であり、訓練等を行うことで矯正視力を獲得することができるためです。

また、国が令和4年度予算において、市町村が屈折検査機器等の整備を行う際に事業費の2分の1を補助する母子保健対策強化事業を創設したことも理由の一つです。

近隣自治体の状況は、海部管内では令和4年度中に弥富市、飛島村が導入済みで、令和5年度4月からは本市のほか、津島市、あま市、大治町が導入をしています。蟹江町は令和5年8月から導入予定です。ほかに一宮市が令和2年度中に、稲沢市、清須市が令和4年度中に導入済みであり、北名古屋市が令和5年4月より導入をしています。

次に、3歳児に実施する理由ですが、子供の目の機能は3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃にほぼ完成します。目の感受性の高い3歳頃までに弱視等の早期発見、治療及び訓練等を行い、小学校入学前までに矯正視力を獲得し、弱視等の治療を完成させることが望ましいと国も3歳児健診での検査を推奨しているためでございます。

続きまして、新生児聴覚検査についてです。

愛知県における助成状況は、令和5年4月現在、県内54市町村のうち51市町村において助成を実施している状況です。

本市で助成を実施する場合の導入費用についてですが、仮に県内で最も多い導入実績がある1人当たり5,000円の助成を実施したとすると、本市では年間330人ほどの新生児が見込まれることから、5,000円掛ける330人で165万円ほどの費用が必要になると思われまます。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

ありがとうございました。

愛西市の権利擁護支援センター、委託先は社会福祉協議会、設置場所は市役所の北側にある道を挟んだ愛西市の保健センターと佐屋小学校の間にある茶色の建物の1階でふくしの窓口において令和5年7月から開設するとのこと。開設時間は平日の8時半から17時15分まで、業務は5つあって、1つ目が市民への周知啓発活動業務、2つ目が総合相談窓口業務、3つ目が各種手続支援業務、4つ目が後見人等の支援業務、5つ目が協議会開催の運営業務があるということでした。

それでは、再質問させていただきます。

権利擁護支援センターについて、近隣の自治体の設置状況をお尋ねいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

あま市は直営、稲沢市及び大治町は社会福祉協議会へ委託、弥富市、蟹江町、飛島村はNPO法人へ委託しており、津島市は事業を行っていません。以上です。

**○17番（高松幸雄君）**

あま市では直営、稲沢市及び大治町は社会福祉協議会へ委託と、愛西市と同じですけれども、弥富市と蟹江町と飛島村、これは3つでNPO法人の、調べたところ、海部南部権利擁護センターというところに委託しております。津島市だけはまだ事業を行っていないということでありました。

それでは、周知についてはどのようにしていくのかお尋ねいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

市及び社会福祉協議会のホームページや広報紙、SNSで情報配信するとともに、利用期間や金融機関、介護事業所などへはリーフレットの設置を個別に依頼する予定をしております。以上です。

**○17番（高松幸雄君）**

ただいま周知については、市や社会福祉協議会のホームページや広報紙、SNSでの情報配信するとともに、医療機関とか金融機関、介護事業所などにリーフレットを設置するというふうで、個々に依頼をする予定ということでしたけれども、では委託先の選定方法と選定理由についてお尋ねいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

権利擁護支援センター事業は、愛西市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、愛西市社会福祉協議会の第2期地域福祉活動計画と相互に連携、補完、補強し合い運営することとしており、性質、目的が競争入札に適さない特定の事務であるため、随意契約としております。

さらに、愛西市社会福祉協議会は、高齢者、障害者及び生活困窮者支援の事業実績があり、その専門性を生かし、中立的な立場の法人として権利擁護支援センターの事業運営を総合的に展開できると考えております。以上です。

#### ○17番（高松幸雄君）

今、委託先の選定方法は性質、目的が競争入札に適さない特定の事業であるための随意契約ということです。

愛西市社会福祉協議会は、高齢者、障害者及び生活困窮者等の支援の実績があるということで、中立な立場の法人として事業運営を総合的に展開できると判断したとのことでございました。

最後に、想定される対象者と相談内容についてお尋ねいたします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

対象者は判断能力が不十分な高齢者や知的障害者、精神障害者やその家族、関係者を想定しています。

主な相談内容としましては、例えば判断能力が不十分になり、御自分で金銭管理や契約などが難しく、本人や家族などが困っている場合や将来的に不安がある場合などに成年後見制度についての説明、手続方法などについて御相談いただけます。

また、一般の親族等が成年後見人になっている場合、成年後見人の困り事などの相談もしていただけます。以上です。

#### ○17番（高松幸雄君）

分かりました。

対象者は判断能力が不十分な高齢者や知的障害者、精神障害者やその家族、関係者などということで、主な相談内容については、成年後見制度について説明、成年後見制度ということですが、成年後見制度というのは成人の成と書く成に成る、年に後ろを見ると書く後見の制度ということで、判断能力が不十分な高齢者や知的障害者、精神障害者に代わって家庭裁判所から選任された弁護士や司法書士などが契約の代行や財産管理を行うことによって、本人の権利を守る制度のことである。

手続方法などについてここで相談ができ、一般の親族等が成年後見人になっている場合、成年後見人、要は相談人のお困り事などの相談もできるということが分かりました。

今まで高齢者は高齢福祉課で、障害者は社会福祉課といった壁をなくして成年後見制度などを相談できることは大きな前進だと感じます。どこへ相談に行っていくのか、何をしたらいいのかなど不安を抱える人にとっては何でも相談ができる権利擁護支援センターは重要な役割を果たすことになるのではないのでしょうか。期待したいというふうに思います。

それでは、愛西市におけるゼロ歳から2歳児の保育料の現状と近隣自治体の状況について、

同じ所得群で比較した場合、本市は月額3万400円に対して、津島市は4万6,500円ということで1万6,100円も安く、保育料の最高額で比較した場合でも、本市は3万7,700円に対して津島市と稲沢市は5万2,000円で1万4,300円安い。近隣自治体でも最も安いということがよく分かりました。

では、再質問をさせていただきます。

保育料が高いかどうかという判断は、一般的には弾力徴収率という指標が行います。弾力徴収率というのは、国の定める保育料に対して保護者から徴収している実際の保育料の割合をいいます。弾力徴収率が低いほど利用者の負担額が少ないということになりますけれども、本市の利用者負担額の弾力徴収率はどのくらいになるのかお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

令和3年度実績で約44%となっております。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

44%ということでした。半分以上が市の負担となっていることがよく分かりましたけれども、本市における第2子や第3子の利用負担額はどうなっているのかお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

保育料の軽減につきましては、保育所や幼稚園に入所しているお子さんが同一世帯に2人以上いる場合で、第4の2階層から第8階層までに該当する場合には、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

また、第3階層と第4の1階層に該当する場合は、入所児童に限らず第2子が半額、第3子以降が無料となります。

ひとり親等の要保護世帯では、第3階層から第4の2階層に該当する場合は、第1子が半額、第2子以降が無料となります。

さらに、3人以上の児童を育てている世帯に対し、第2階層から第4階層までに該当する世帯で18歳未満のお子さんの3人目以降は無料に、第5階層と第6階層に該当する世帯で18歳未満のお子さんの3人目以降は半額にしております。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

今聞いていただいたように、保育料については非常に細かくて分かりにくいところがあるんですけども、保育所や幼稚園に同時に入所、入っている場合、お子さんが2人以上いる場合は、ほとんどの家庭が第2子は半額、第3子以降は無料ということだと理解しました。

本市はそもそもゼロ歳から2歳児の保育料が安いということが先ほど分かりましたので、保育料の最高額で比較すると、本市は月額3万7,700円の半額になりますので1万8,850円、約ですけれども、津島市の5万2,000円の半額にしますと2万6,000円と比較すると、やはり7,000円ほど安いということが分かりました。

それでは、本市がゼロ歳から2歳児の保育料を無償化した場合、費用はどのくらい必要なかをお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

令和4年度実績で試算いたしますと、約8,000万円の費用がかかります。以上でございます。

#### ○17番（高松幸雄君）

8,000万円という費用ということでございました。

この8,000万円という費用、やはり市としては負担がかなり大きいと思いますので、私としては国がやってくれるのが一番いいというふうには思っていますけれども、本市の考えをお尋ねいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

国においては、令和5年4月からこども家庭庁が発足し、現在、次元の異なる少子化対策の検討が進められているところです。

女性の就業率の高くなり、早い時期から子供を保育所に預けたいという需要も増えています。一方で、保育士不足の課題もあり、国において保育士確保のための処遇改善策が打ち出されておりあります。

本市におきましては、子育て世帯のことを第一に考え、これまでも保育が必要な御家庭には必要な量の保育を提供し、就労継続をバックアップしております。保育料の面でも、無償化の対象とならないゼロ歳から2歳児の保育料につきましては、国基準の半額以下に抑えることで他市よりも低い金額を設定して、保護者の負担をより少なくしております。

また、副食費補助を市独自に実施するなど、子育て世帯を応援するために、切れ目のない支援を実施しているところです。

今後も国の子育て施策を注視し、子育てをするなら愛西市と言っただけのよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○17番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

本市はゼロ歳から2歳児の保育料については国基準の半額以下ということで、他市より最も低い金額を設定して、保護者の負担をより少なくしていることがよく分かりました。

また、副食費補助を市独自に実施しているなど、子育て世帯に応援するための思いもよく伝わってきました。

市単独でゼロ歳から2歳児の保育料を無償化すると8,000万円、先ほどありましたけれども、多額の費用も必要であるということも分かりましたので、今後、国がゼロ歳から2歳児の保育料無償化を早期に実現することを期待したいというふうに思います。

次に、3歳児健診で屈折検査を導入した理由について、乳児の弱視等は早期発見することで治療が可能であり、訓練を行うことで矯正視力を獲得することができるため、国が令和4年度の予算において、市町村が屈折検査機器等の整備を行う際に、事業費の2分の1、半分を補助する母子保健対策強化事業を創設したのも理由の一つだということでありました。

近隣自治体の状況について、海部管内では令和4年度中に弥富市、飛島村が導入済みで、令和5年度4月からは本市のほか津島市、あま市、大治町が導入しており、蟹江町では令和5年8月から導入予定で、海部管内では全ての自治体が8月までに導入するとのことでございます。

た。

3歳児に実施する理由については、子供の目の機能は3歳児までに急速に発達し、6歳から8歳頃にはほぼ完成して、目の感受性の高い3歳頃までに弱視等の早期発見、治療及び訓練等を行い、小学校入学前までに矯正視力を獲得し、弱視等の治療を完了させることが望ましいと国も3歳児健診での検査を推奨しているためです。

それでは、検査機器の購入費用以外に必要な費用はあるのかお尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

検査機器の購入費用以外には発生しておりません。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

検査機器購入費用以外は発生しないということでした。

国が屈折検査機器等の整備を行う際に、事業費の2分の1を補助することになったのは大きな要因だったのかなと思いますが、それでは次に、愛知県における新生児聴覚検査の費用を助成している自治体は、令和5年4月現在で県内54市町村のうち51市町村において助成を実施しているということでしたが、本市で助成を実施する場合の導入費用は、仮に県内で最も多い実績がある1人当たり5,000円の助成を実施したとすると、本市では年間330人ほどの新生児が見込まれるということから、先ほど5,000円掛ける330人で165万円ほどの費用が必要になるということでした。

では、新生児聴覚検査助成を実施していない3つの市町村はどこでしょうか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

本市のほか、弥富市、東郷町でございます。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

屈折検査機器等を導入される場合は国で2分の1助成することになったんですけれども、新生児の聴覚検査においては、国や県の補助はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

新生児聴覚検査事業については、平成18年度をもって国庫補助が廃止され、平成19年度の地方財政措置において少子化対策に関する地方単独措置として所要の財源が確保され、市町村に対しては地方交付税措置がされております。なお、県による補助もございません。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

今ありましたように、愛知県下でも新生児聴覚検査の助成をしていない自治体は本市と弥富市、東郷町だけになり、市町村に対しては地方交付税の措置がされているとのことでした。

新生児聴覚検査の助成する考え、最後に併せて帯状疱疹のワクチン接種の助成についても前々から気になるところではございましたけれども、こちらは本来は国が助成するべき、進めるべきというふうに私は考えておりました。それで、愛西市議会としても国に意見書を提出させていただきましたが、昨今の新聞報道では、近隣市町村も助成を決める傾向にあり、国が帯状疱疹ワクチン接種の助成を決めるまでは、やっぱり愛西市民の全ての健康を守るためにと捉

えまして、帯状疱疹ワクチンの接種助成をお願いしたいと、こういうふうを考えておりますけれども、これについて市長の思いを聞かせてください。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

新生児の聴覚検査に対する助成につきましては、早期発見・早期治療につなげることが必要だというふうに思っておりますし、現在の県内の状況を踏まえまして、実施に向けて作業を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、帯状疱疹の件でございますが、先ほど議員からもお話がございましたが、愛西市議会におきましても国に対して意見書を提出していただいております、当然こういった事業につきましては国が率先をして補助をしていくべきだというふうな考えを持っております。

しかしながら、なかなか国が動かない状況で、市といたしましてもこのまま何もせずというわけにもいかないというふうな認識を持っておりますし、近隣自治体の状況もかなり変わってきておりますので、市といたしましても補助制度等の制度設計について早急に作業を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

すみません、市長。本当に力強い前向きな御答弁ありがとうございました。

冒頭でも申し上げましたけれども、生まれつきの音を聞くことが困難な難聴児は1,000人に1人か2人、これが多いか少ないかということなんですけれども、厚労省の調査によると、2019年度で新生児の少なくとも1割が聴覚検査を受けておらず、難聴に気づかないまま成長することが懸念されているということでした。1,000人に1人、この1,000人に1人は少ないかもしれませんが、本市から私としては一人でも難聴児を出さないこと、これが肝要だと思います。165万円ほどの費用はかかります。さらに、また先ほどお願いしました帯状疱疹ワクチン接種助成の実施をするとしたら、さらに費用がかかります。でも、やっぱり愛西市民の全ての健康を守るため、福祉の愛西をこれからもしっかりと進めていくために助成の実施を進めていただきたいというふうに願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

17番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

ここで、お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

なお、2日は9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時00分 散会